

令和5年 第2回

仁木町議会定例会会議録

開会 令和5年6月20日(火)

閉会 令和5年6月20日(火)

仁木町議会

令和5年第2回仁木町議会定例会議事日程

◆日 時 令和5年6月20日（火曜日）午前9時30分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議会運営委員会委員長報告 |
| 日程第3 | 会期の決定 |
| 日程第4 | 諸般の報告 |
| 日程第5 | 行政報告 |
| 日程第6 | 報告第1号 議会活性化特別委員会調査報告書 |
| 日程第7 | 一般質問 マイナンバーカードについて（上村智恵子議員）
国保税の子どもへの均等割の減免を（上村智恵子議員）
移住・定住促進の次の施策は（麿 直之議員） |
| 日程第8 | 議案第1号 令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第2号 令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第3号 令和5年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第4号 令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第5号 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第13 | 議案第6号 仁木町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第14 | 議案第7号 仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第15 | 議案第8号 仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第16 | 議案第9号 仁木町保健センター設置条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第17 | 議案第10号 银山辺地に係る総合整備計画について |
| 日程第18 | 議案第11号 大江辺地に係る総合整備計画の変更について |
| 日程第19 | 同意第1号 仁木町監査委員（識見選出委員）の選任について |
| 日程第20 | 同意第2号 仁木町農業委員会委員の任命について |
| 日程第21 | 同意第3号 仁木町農業委員会委員の任命について |
| 日程第22 | 同意第4号 仁木町農業委員会委員の任命について |
| 日程第23 | 同意第5号 仁木町農業委員会委員の任命について |
| 日程第24 | 同意第6号 仁木町農業委員会委員の任命について |
| 日程第25 | 同意第7号 仁木町農業委員会委員の任命について |

日程第26	同意第 8 号	仁木町農業委員会委員の任命について
日程第27	同意第 9 号	仁木町農業委員会委員の任命について
日程第28	同意第10号	仁木町農業委員会委員の任命について
日程第29	同意第11号	仁木町農業委員会委員の任命について
日程第30	同意第12号	仁木町農業委員会委員の任命について
日程第31	同意第13号	仁木町農業委員会委員の任命について
日程第32	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第33	意見案第 4 号	安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書
日程第34	意見案第 5 号	学校給食の無償化を求める意見書
日程第35	議員の派遣	
日程第36	委員会の閉会中の継続審査	
日程第37	委員会の閉会中の所管事務調査	

令和5年第2回仁木町議会定例会会議録

開 会 令和 5年 6月20日（火） 午前 9時30分
 閉 会 令和 5年 6月20日（火） 午後 2時40分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 宮 本 幹 夫

出席議員（8名）

1 番 磨 直 之 2 番 木 村 章 生 4 番 佐 藤 秀 教
 5 番 嶋 田 茂 6 番 野 崎 明 廣 7 番 上 村 智 恵 子
 8 番 宮 本 幹 夫 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（1名）

3 番 門 脇 吉 春

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	福 祉 課 長	河 井 健
副 町 長	林 幸 治	福 祉 課 参 事	浜 野 公 子
教 育 長	岩 井 秋 男	産 業 課 長	浜 野 崇
総 務 課 長	鹿 内 力 三	建 設 課 長	渡 辺 優
総 務 課 参 事	奈 良 充 雄	教 育 次 長	菊 地 健 文
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	農 業 委 員 会 会 長	鶴 田 壽 廣
財 政 課 長	和 田 秀 文	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(鹿 内 力 三)
企 画 課 長	新 見 信	代 表 監 査 委 員	原 田 修
住 民 環 境 課 長	伊 藤 浩 美	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 可 児 卓 倫
 総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 会 午前9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、8名です。門脇議員より欠席する旨の届け出がありました。

定足数に達していますので、只今から、令和5年第2回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第124条の規定により、6番・野崎議員及び7番・上村議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。野崎委員長。

○議会運営委員長（野崎明廣）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、6月8日木曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本定例会には、報告1件、議案11件、同意13件、諮問1件、意見書2件の計28件が付議されております。他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が2名から3件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5まではこれまでと同様に進めます。日程第6の議会活性化特別委員会調査報告書については、上村議会活性化特別委員長より調査報告を行います。日程第7の一般質問については、通告順に従って、上村議員2件、磨議員1件の順でございます。日程第8から第11の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第12から第13の条例改正については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第14から第15の条例改正については2件を一括議題とし、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第16の条例改正については、即決審議でお願いいたします。日程第17の計画策定については、即決審議でお願いいたします。日程第18の計画変更については、即決審議でお願いいたします。日程第19の同意については、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し、別室にて協議の上、即決審議でお願いいたします。日程第20から第31の同意については、一括議題とし、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し、別室にて協議の上、即決審議でお願いいたします。日程第32の諮問については、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し、別室にて協議の上、即決審議でお願いいたします。日程第33から第34の意見書については、いずれも即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布のとおりでございます。日程第35の議員の派遣については、仁木町議会会議規則第126条の規定による議員派遣でございます。派遣内容につきましては、お手元に配布のとおりでござい

す。日程第36委員会の閉会中の継続審査、日程第37の委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり各委員長より申し出がございませぬ。

続いて、会期について申し上げます。令和5年第2回仁木町議会定例会招集日は、本日6月20日火曜日、会期は開会が6月20日火曜日、閉会が6月21日水曜日の2日間といたします。

最後に当面する行事予定については、お手元に配布のとおりでございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、6月20日から6月21日までの2日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日6月20日から6月21日までの2日間とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』でございます。

議長諸般の報告については、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から、行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）令和5年第2回仁木町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は令和5年第2回仁木町議会定例会を招集いたしましたところ、横関議長、宮本副議長をはじめ、議員各位におかれましては、何かとご多忙のところ、このようにご出席を賜り厚く御礼申し上げます。また、原田代表監査委員、今井監査委員、鶴田農業委員会会長におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り誠にありがとうございます。

そして、先ほど議会開会前に執り行われました表彰状伝達式におきまして、自治功労者として表彰されました横関議長に改めてお祝いを申し上げる次第であります。

さて、暦では明日が夏至を迎える日となり、これから本格的な夏の季節に入りますが、先日、気象庁は

エルニーニョ現象が発生していると見られると発表しました。エルニーニョ現象は、南米ペルー沖から中部太平洋の赤道域にかけて海面の水温が平年に比べて高い状態が1年程度続く現象で、世界各地で高温や低温、多雨干ばつなど、異常気象が発生する可能性が高くなると考えられています。日本でも梅雨明けが遅くなり長雨となることや、台風が頻発に発生するなど注意が必要になるものと予測されており、例年以上に防災への備えをしておく必要性があると見られております。それに伴い、世界各地での影響が及ぶと穀物価格高騰を通じた悪影響も考えられます。エルニーニョによる農産物価格の高騰や消費の落ち込みで、経済・金融市場への影響が懸念される中、新型コロナウイルスの行動制限が緩和され、観光のにぎわいが徐々に取り戻されてきているところに水を差すことにならないことを、ただただ願うばかりであります。

日本を取り巻く様々な情勢は今後も厳しいものがあるとの見方がされておりますが、いずれにいたしましても、本町としては、足腰の強い産業づくりの構築が自立した地域づくりにつながるものと信じ、引き続き、今抱えている取組を進めてまいり所存であります。

さて、本題に戻りますが、本定例会には、野崎議会運営委員長からご説明がありましたとおり、議案11件、同意13件、諮問1件、計25件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げます。令和5年第2回仁木町議会定例会開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

はじめに、後志総合開発期成会総会及び要望活動について申し上げます。後志総合開発期成会の令和5年度定期総会が5月29日、倶知安町のホテル第一会館で開催され、私が出席してまいりました。総会に来賓として出席した天沼後志総合振興局長から挨拶をいただいた後、令和4年度の事業報告の承認、歳入歳出決算の認定、さらに令和5年度の事業計画、歳入歳出予算の審議を行い、後志地域の振興へ全力で取り組むことを全会一致で確認をいたしました。その後、各部会に分かれ、後志管内における令和6年度予算に向けた提言・要望事項を協議・決定し、その内容は、「豊かで活力ある農山村地域の形成」をはじめとする7分野71項目146事業となっております。このうち本町の直接要望事項は、水利施設等保全高度化事業（余市川第1・第2地区）、一般国道5号仁木町市街地道路空間整備、広域河川改修（余市川）、余市川・後志種川への排水機場設置、合併浄化槽設置整備、北海道横断自動車道の早期整備（黒松内から小樽間）の6事業であります。また、6月23日には、後志段階の行動として、小樽開発建設部及び後志総合振興局に対する要望活動、6月26日には、北海道開発局及び北海道庁への要望活動、さらに6月29日には、中央省庁に対する要望に参加してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の令和5年度の活用について申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域経済や住民生活への支援を通じた地方創生を図ることを目的として創設された本交付金の令和5年度分につきましては、本年3月29日付けでガソリンなどの原油価格や小麦などの原材料価格の高騰などの物価高騰に対応する、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金として2685万2000円、5月11日付けで、低所得世帯支援分の概算交付として1713万1000円の交付限度額が示されました。新規事業といたしましては、低所得世帯支援分交付金では、非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円の給付を行い、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金では、入院・入所を伴う医療福祉施設及び未就学児に対する燃料・食料品等価格高騰支援並びに学校給食費支援を行うこととしたほか、既存事業においては、中学3年生の修学旅行移動支援及び高校通学者通学費等支援として、本交付金を活用することとしております。事業の概要につきましては、別紙のとおりとなっておりますので、ご

高覧願います。なお、本交付金を活用した事業に係る補正予算を今定例会に上程しておりますので、よろしくお願いたします。

次に、農作物の生育状況等について申し上げます。本年の気象は、4月上旬から高気圧に覆われ、晴れの日が多かったものの、4月後半から低気圧や気圧の谷の影響により雨の日が多く、降水量は平年並みとなりました。5月に入り短い周期で天気が変わることが多く推移しましたが、5月後半は高気圧に覆われ、日照時間に恵まれたこともあり、概ね平年並みに推移しております。主な農作物の生育状況ですが、ミニトマトは順調に推移し平年並みの6月20日頃からの出荷が予定されており、ミニトマト集出荷貯蔵施設での機械選果も例年どおり7月初旬から始まる見込みとなっております。水稻は、移植期以降天候が良好に経過していることで、生育は平年より2日程度進んでおります。サクランボは平年並みに推移しており、6月7日に後志農業改良普及センター、新おたる農業協同組合とで実施した結実調査の結果、主力品種の佐藤錦におきまして1花束状短果枝当たりの結実数は平年並みの2.3個となっております。ブドウも好天に恵まれ平年よりもやや早く生育が進んでおります。令和2年度から町の単独事業として実施している、仁木町農業基盤整備促進事業を活用した水田の区画拡大につきましては、令和5年度において4.2畝、4か所での実施を計画しているところですが、田植え前に施工を行う水田より順次、工事が進捗しており、現在までに1か所、0.4畝の工事が終了しております。

次に、日本国におけるハイテク農業教育プログラムに関する覚書の調印について申し上げます。6月15日、仁木町民センター交流ホールにおきまして、ベトナム政府関係機関である国家農業エクステンションセンターを始めベトナムの短期大学4校とベトナム国内で人材派遣事業を展開しているHAI PHONG GROUP（ハイフングループ）並びに町内でベトナム人技能実習生の派遣業務を請け負っているワールドリード事業協同組合に本町を加えた調印式が挙行されました。この度の調印は、ベトナム政府の要請に基づき、HAI PHONG GROUPとワールドリード事業協同組合の橋渡しにより実現したもので、調印した覚書には、本町の役割として、技能実習生の受入れに関し協力・支援を行うことが盛り込まれており、これによりベトナムからの技能実習生の円滑な受入れが図られるものと期待しております。調印式には、ベトナム農業農村開発省のチャン副大臣が出席され、ベトナムが国策として取り組んでいる農業技能実習生の派遣を通じた日本の先進的な農業技術習得に向けての、ベトナム政府の期待感が表れていると実感いたしました。ベトナム人技能実習生につきましては、本年度、既に50名以上の方が町内で技能実習に臨まれているところですが、この度の調印を契機に、ベトナムとの協力関係がより強固なものとなり、少子高齢化により人口減少が深刻化している本町にとって、地域の活性化や農業振興の一助となることを切望しております。

次に、ふるさと納税特産品贈呈事業について申し上げます。ふるさと納税特産品贈呈事業につきましては、町特産品のPRや地元事業者の活性化、仁木町の知名度向上を目的に、平成27年度から取り組んでおり、今年で9年目を迎えます。本町のふるさと納税寄附金は、一昨年の令和3年度に初めて4億円を突破し、令和4年度につきましても4億6608万2500円と2年連続で4億5000万円を上回る結果となりました。コロナ禍の下、巣ごもり需要により過去最高の寄附額となった前年度に比べ、僅かに減少（1275万4500円減）したものの、1億8390万1500円を基金に積み立てることができました。今年度につきましても、引き続きプロモーション活動や、新たな返礼品の開発に取り組み、財源の確保や仁木町のファン獲得に努めてまいります。

行政報告は以上であります。別途お手元には、仁木町農業委員会委員の選任につき同意を求める者の

一覧表（同意第2号から同意第13号関連）、令和4年度各会計決算に関する調べ、令和4年度指定管理施設事業報告、令和4年度介護保険利用状況表、令和5年度事業発注状況表（契約額が100万円以上の事業）を配付しておりますので、後ほどご高覧願います。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、岩井教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）令和5年第2回仁木町議会定例会教育行政報告について申し上げます。

銀山水泳プールの休止について申し上げます。銀山水泳プールは設置から54年が経過し、現在まで軽微な修繕は行ってきましたが、建物・ろ過機・配管等の主要な設備は開設当初のままとなっております。昨冬に給水管からの大規模な漏水が確認されましたが、ろ過機などの主要な機械設備においても老朽化が顕著な状態であることから、修繕を実施しても正常な状態でプールを開設することが困難であると判断したため、令和5年度は休止することとし、今後は施設廃止へ向けて進めていくことといたしました。銀山地区の地域住民や関係機関への説明は、5月中に銀山地区連合町内会長、櫻ヶ丘学園、銀山へき地保育所、放課後児童クラブ、銀山小学校、銀山中学校及び学校運営協議会に対し実施したほか、6月8日付けで班回覧での周知、及び中学生以下の子どもの保護者に対しましては、銀山水泳プールを本年度休止する旨お知らせする文書を送付しております。

なお、銀山地区の住民の皆様が、仁木水泳プールを利用する場合には、町内を運行しているニキバスを無料で利用できることとしているほか、これまで大人数で銀山水泳プールを利用していた櫻ヶ丘学園の児童生徒や、銀山小学校で水泳プールを行う場合については、マイクロバス等を利用することができることであります。銀山水泳プールの休止に伴う関係予算につきましては、補正予算を計上させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上で令和5年第2回仁木町議会定例会、教育行政報告といたします。

○議長（横関一雄）岩井教育長の教育行政報告が終わりました。

これで行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号

議会活性化特別委員会調査報告書

○議長（横関一雄）日程第6、報告第1号『議会活性化特別委員会調査報告書』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。上村委員長。

○議会活性化特別委員長（上村智恵子）議会活性化特別委員会調査報告書について報告いたします。

別冊議案書の1ページです。報告第1号、議会活性化特別委員会調査報告書。

2ページをお開き願います。6月6日付けで議長宛に報告書を提出しております。本特別委員会における調査事件について、その調査を終えたので、仁木町議会会議規則第76条の規定により、別紙のとおり提出する。

次に、4ページをお開き願います。議会活性化特別委員会調査報告書でございます。議会活性化特別委員会は、議会本来の役割を検証・再構築し、議会の機能を高め、町民にわかりやすい議会へと改革するため、平成23年12月に設置された議会改革特別委員会の使命を継承し、令和元年第2回仁木町議会臨時会（初議会）において設置されました。本委員会では、議会本来の役割を検証、再構築し、議会の機能を高め、町

民にわかりやすい議会へと改革するため、議会の活性化に関する調査・研究を行うことを目的として、令和元年8月13日に第1回委員会を開催して以来、今日までに39回の委員会を開催し、種々調査・研究を重ねてきました。この度、議会活性化特別委員会における調査を終了するに当たり、その結果について過去3回の中間報告の内容を含め最終報告をいたします。

調査・研究事項につきましては、議会の活性化に関する事項についてでございます。

次に、特別委員会の概要、委員外として出席した者、議会事務局職員出席者、特別委員会の活動経過につきましては、4ページから6ページに記載のとおりでございます。

続いて、6ページをお開き願います。活性化事項の調査・研究結果でございます。過去3回実施しました中間報告において報告した事項につきましては省略させていただきまして、3回目の中間報告以降に実施した調査結果のみご報告いたします。

10ページをお開き願います。(13) 議会基本条例の見直しについてでございます。令和元年に制定した議会基本条例では、条例の目的が達成されているかを検証することとしており、各規定について達成度の評価を行いました。この結果については、ホームページで公開しております。

次に、次期議会への引継事項でございます。本特別委員会において調査した内容について、11ページにかけて記載のとおり、3つの事項を次期議会に対して引継ぎをするもので、議事機関としての役割と責務を認識し、議会の活性化、効率化、議会運営の一層の向上を期待するものであります。

最後にまとめでございます。地方分権の進展に伴い、町民の代表である議会及びその議員の果たすべき役割や責務は、従来にも増して重要になってきているが、議会がその役割を果たすためには、議会本来の機能の拡充・強化を図っていくことが求められております。本町議会においても、町民に対する説明責任を果たしながら、政策立案機能、調査監視機能を十分に発揮するとともに、議決機関としての機能の拡充を図り、町民の負託と信頼に応えていくことが求められております。議員は町民の代表であるとともに、町民にとって身近な存在でなければなりません。議員それぞれが町民目線で物事を判断し、本町にとって最良の意思決定が下せるよう常に心がける必要があります。本特別委員会では、任期の半分以上の期間がコロナ禍であり、通常とは違った体制での議会運営を求められる中で、活動に制限がある状況に合わせた開催方法等を検討し、議会の機能が損なわれないよう運営してきました。この間、議会運営の基本に立ち返る中で先進的な取組に着手するだけでなく、これまで推し進めてきた取組を改めて把握・理解し、議会活動の基礎固めとすることも重要であることを認識しました。今後も、今までに導入してきた取組の内容の精査や改善を図ることや、引継事項の検討を進めることで、より「町民に身近な議会」の実現につながっていくものと考えております。次期議会への引継事項を改選後の新議会で継承していただき、議会運営のより一層の充実に取り組み、町民福祉の向上と町政発展に寄与することをご期待申し上げ、最終報告いたします。以上でございます。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。

これで、質疑を終わります。

上村委員長、自席へお戻りください。

本件については、仁木町議会会議規則第76条の規定に基づき、議会に報告されたものです。

お諮りします。只今の委員長報告をもって議会活性化特別委員会の調査を終了することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議会活性化特別委員会は調査を終了することに決定しました。

日程第7 一般質問

○議長（横関一雄）日程第7『一般質問』を行います。2名の方から3件の質問があります。

それでは、『マイナンバーカードについて』、『国保税の子どもへの均等割の減免を』以上2件について、上村議員の発言を許します。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）マイナンバーカードについて。

岸田政権は「新しい資本主義」の重要な柱の一つとして「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、地方の社会課題を解決するため、データ連携基盤の構築などの環境整備を国が主導し積極的に取り組むとしています。マイナンバーカードについては、「本人確認・認証機能を徹底的に利活用していく」とし、現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、一本化させると表明しました。しかし、マイナンバーカードを巡るトラブルは次々と起こっています。そこで、以下の点について伺います。(1) 本町のマイナンバーカードの普及率は。(2) 本町では、今までマイナンバーカードを巡ってのトラブルはないのか。(3) マイナンバーカードのメリット・デメリットをどう捉えているのか。(4) 保険証廃止について医療関係者の声をどのように聞き取っているのか。お伺いいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員からの、マイナンバーカードについて、の質問にお答えいたします。

1点目の「マイナンバーカードの普及率は」についてであります。令和5年5月31日現在におけるの交付率は72.35%となっております。

2点目の「本町では、今までマイナンバーカードを巡ってのトラブルはないのか」について申し上げます。全国的にマイナポイントの別人への付与や公金受取口座の紐づけの誤りなどのトラブルが発生しているところですが、本町におきましては今のところトラブルは報告されておられません。

3点目の「マイナンバーカードのメリット・デメリットをどう捉えているのか」につきましては、マイナンバーカードは、身分証明書としての利用や登録することで健康保険証として使うことができるほか、オンラインでの行政手続きやキャッシュレス決済サービスにおける口座登録時の本人確認として使えるなど、日常生活における各種手続きが便利になることに加え、契約時のなりすましや情報改ざん防止など多くのメリットがあるものと考えております。一方、マイナンバーカードや公的個人認証サービスによる電子証明書には有効期間があり、更新の必要があることが強いて申し上げればデメリットであると考えています。なお、盗難や紛失による個人情報の漏えいが心配されていますが、技術面、運用面において利用環境の整備が図られていることから、安全性は十分に確保されているものと考えております。以上のことから、マイナンバーカードは私達の暮らしにとってメリットがあるものとして捉えております。

4点目の「保険証廃止について医療関係者の声をどのように聞き取っているのか」の質問につきまして

は、マイナンバーカードは社会全体のデジタル化を進めるための重要なインフラであり、健康保険証と一元化することにより、健康や医療に関する多くのデータに基づいたご自身の健康管理や良質な医療の提供につながるものと考えております。具体的には、被保険者であるご自身の同意がある場合に限り、過去の特定健診や処方された薬の情報が医師や薬局と共有され、重複した投薬を回避した適切な処方を迅速に受けることが可能になるほか、高額な医療費を支払った場合でも一時的な立て替えや限度額適用認定証等の発行の手続きをしなくても、情報共有に同意することにより、限度額を超える医療費が自動的に免除されるなど、多くのメリットがあるものと考えております。6月6日現在、町内の森内科胃腸科医院、森川歯科医院、北央薬局を始め、社会福祉法人 北海道社会事業協会余市病院や勤医協余市診療所など、既に多くの医療機関・薬局が、マイナンバーカードの健康保険証利用・参加医療機関・薬局となっており、来年秋からの健康保険証との一元化までには、全ての医療機関・薬局が参加することになっております。町といたしましては、国から示される方針や手続きに基づき事務を進めているところでありますが、円滑な移行が図られるよう、必要に応じ、町内の医療機関・薬局との意見交換を行うなど、医療関係者との情報共有に努めてまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）1点目の交付率は72.35%と高い水準に至っておりますが、マイナンバーカードを使っての窓口対応はどのようになっていますでしょうか。実際、他町村でマイナンバーカードを使って住民票を取ろうとしましたけれど、まだ仁木町では、こういうコンビニサービスはしておりませんけれども、こういうことは、いつ頃からできるのでしょうか。

○議長（横関一雄）伊藤住民環境課長。

○住民環境課長（伊藤浩美）マイナンバーカードを使っての窓口での対応についてお答えさせていただきます。

只今仰られたとおり、当町はまだコンビニ交付は導入しておりませんが、既に転出届などで利用されております。実際、転出届を出さないまま引っ越しをされまして、親御さんがこちらの方に来て手続をされて、子どもさんは直接もう市役所とかに行ってしまうと、手続をしてそのまま転入の手続ができたというケースが複数ございまして、実際そういったところで窓口対応としては使われております。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）その親御さんは息子さんのマイナンバーカードで転出届を出したのでしょうか。

○議長（横関一雄）伊藤住民環境課長。

○住民環境課長（伊藤浩美）マイナンバーカードを持っていらっしゃるのはあくまでもご本人で、その同居の親族がマイナンバーカードを使って転出届を出すことができるのを使いまして、親族が役場で手続をされて、マイナンバーカードを持っているご本人が、転入先の市役所で手続をされるというようなことになっております。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）コンビニでのサービスというのはどのくらいで、うちの町はできるようになるのでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）コンビニ交付につきましては、現在ご指摘のとおり、うちの町ではまだ導入してお

りませんけれども、今後、公金の取扱いを含めて、今後特に若い世代においてコンビニの活用というのが一般化されておりますので、町といたしましても、今後導入に向けて調査・研究していきたいというふうに考えておりますので、具体的にはいつからということにはなっておりませんので、今後調査をしていきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）口座なんかも、一人ひとり違う口座を作らなければならないということになっていきますけれども、そういうのは今までのマイナンバーカードを作った人は承知しているんでしょうか。

○議長（横関一雄）伊藤住民環境課長。

○住民環境課長（伊藤浩美）今回のマイナンバーの交付のマイナポイントについて、役場の方で支援させていただきました。その際には、やはり小さいお子様とか口座を持っていないという方もいらっしゃったんですけれども、そういった方々にも丁寧に説明をしまして、口座がないと登録ができないんですということをご説明差し上げております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）3点目のデメリットで、有効期限があるとなっていますが、何年ぐらいでこの有効期限というのは更新しなければならないのか、その更新時には何らか役場からの通知というものがあるんでしょうか。

○議長（横関一雄）伊藤住民環境課長。

○住民環境課（伊藤浩美）更新時期についてお答えいたします。

マイナンバーカード本体は10年、マイナンバーカードに入っております。通称、電子証明と称しております。正式名称としては、公的個人認証サービスによる電子証明書となるんですけれども、そちらの方は5年になります。ただしこれは大人でありまして、子どもさんは、マイナンバーカードが5年、電子証明も5年ということで、カードと電子証明の期間は一緒になっております。そして、電子証明やマイナンバーカードの期限になります3か月前にはお知らせ通知がご本人のもとに届くようになっております。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）これを紛失した場合は、カードをまた作ってもらうという時にはお金がかかると思うんですけれども、幾らぐらいなんでしょうか。

○議長（横関一雄）伊藤住民環境課長。

○住民環境課（伊藤浩美）紛失した場合、マイナンバーカードが800円で、電子証明書が200円かかります。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）マイナンバーカードの作成は申請によるもので義務ではありませんけれども、健康保険証の廃止でマイナ保険証の所持を事実上強制するものです。

マイナンバーカードやマイナポータルの個人情報漏えいの危険があります。海外では、行政の個人情報の制限が義務付けられていますが、日本にはありません。健康保険証を来年秋に廃止するとした政府案にきちんとした論議もしないまま進め、急ぎ過ぎだとの声がたくさん出ておりまして、昨日の道新でも、マイナ保険証反対が72%と出ていました。本当に保険証を必要としている高齢者や障がい者の人たちは、そ

の管理も大変だと思います。

仁木町にも施設がたくさんありますけれども、その方々はカードの取得はどうしているのでしょうか。

○議長（横関一雄）伊藤住民環境課長。

○住民環境課（伊藤浩美）現在のところは個人の申請ということで、施設に入られている方も一部カードを交付しています。今後は、今年度の予算でタブレットを購入します。タブレットの購入手続が全部終わってはいないんですけれども、それが終わったら、施設に来て手続をしていただきたいというような申し出がございます。今後、申請のためにそういった方たちが役場に来るとするのは非常に難しいと思いますので、役場の方からそういった施設に出向いて申請の支援をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）施設では、保険証は今のところ事務の方が預かっていて、病院に行くときに持っていくということも聞いているんですけれども、今度、マイナンバーカードになったら暗証番号も一緒につけなければ病院にかかれなくて聞いたんですけれども、その暗証番号も施設の方で手続というか、そういうのを覚えておかなければならないと思うんですけれども、そういうところはどういうふうにしていくのか、もしお聞きであれば教えてください。

○議長（横関一雄）河井福祉課長。

○福祉課長（河井 健）施設でのマイナンバーカードの暗証番号等の管理につきましては、情報としてなんですけれども、ある当該施設におきまして個人情報の管理を施設が行うかどうかということも含めてですね、施設内の法人の方で現在検討中だという情報はお伺いしております。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）医師会では、やはりそういう施設の人たちにアンケートを取ったところ、本当に保管していくのが困難とされるので、紙の保険証を残してほしいという声が圧倒的だったんですけれども、やはり今後、いろいろな問題点が出てくると思いますし、マイナンバーカードの取得は本当に法律で任意とされていたものが、国民皆保険の下でほとんどの国民が持つ健康保険証をなくして、マイナンバーカードに統合するというのは、事実上、本当に強制となるのではないのでしょうか。町長の認識をお示してください。

政府に対し、健康保険証廃止の撤回を強く求めることを要望しますが、町長はどういうふう考えていますでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今の質問にお答えいたします。

上村議員の仰っていた内容の中にもございましたけれども、先般新聞でマイナンバーカードに対する意識調査、全国世論調査の結果の内容で、先ほど72%の方が反対されていると、見出しにもそのように書いてありましたけれども、でも実際のところ、マイナンバーカードの活用拡大をめぐって不安を感じている人が71.6%という結果、そして延期すべきが38.3%、撤回すべきが24.5%というような内訳になっています。それがなぜか反対するというくくりで72%という見方になっていましたけれども、実際のところこういう内訳になっているということは、まずお知らせしていきたいと思えます。

そして今回こういった調査結果の中で、特にデジタル機器に慣れていない高齢者の方々に懸念が広がっているという実態が浮き彫りになったわけでありまして、私の見解では今回のこのマイナンバーカ

ードの部分では、初動の段階ではこうした懸念するような問題が生じることも多々あるかと思えます。ただ、行政の立場として、きめ細やかな対応をすることが我々の役割としては必要であるというふうに認識しながら、今後そういった対応に努めていかなければならないというふうに思っておりますので、その辺の部分はご理解をいただきたいと思えますし、保険証を残してほしいという国に対する要望というのは、今のところ町としては考えておりません。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）わかりました。

撤回しなくても、まだまだ不安なところがいっぱい政府案には残されているので、本当にきめ細やかにマイナンバーカードが悪用されないような対策をきちんと立てるように、もう何と言うんでしょうか、延期してでも、やはりこのマイナンバーカードを信用して作ってもらえるというところまでいかないと、なかなか暗証番号とかいっても本当にお年寄りは大変だと思えますし、本当に今すぐ来年の秋に廃止するということは、事実上私は無理ではないかなというふうに思えますし、少なくとも実施時期の延長や義務化の免除対象の拡大など抜本的な見直しを政府に求めることを要望してほしいと思っておりますので、そのところで、ぜひ内容をきめ細やかにするように要望してほしいということを求めまして、質問を終わりたいと思えます。

次の質問に入りたいと思えます。

国保税の子どもへの均等割の減免を。

子どもの均等割が国保に加入している子どもたちにだけかかり、協会けんぽについては均等割が賦課されていない事について不公平感が拭えません。この格差については、今、全国的に問題になっていますし、昨年、厚労省でも重たい腰を少し上げて未就学児に50%の軽減をしましたが、少なくとも18歳までは減免していただきたいです。

本町は、中学生まで医療費無償ですが、国保の子どもたちは生まれた途端に均等割が標準で4万4000円かかります。これでは医療費無償とは言えないのではないのでしょうか。現在、国保加入の子どもは何人いますか。また、均等割を減免するといくらになるのでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員からの、国保税の子どもへの均等割の減免を、の質問にお答えいたします。

国保の子どもにかかります均等割保険税についてであります。これは全ての被保険者が等しく保険給付を受ける権利を有する医療保険におきまして、被保険者の数によって応分のご負担をいただく受益者負担によるものでありますので、収入のない子どもであっても、当該世帯の子どもの人数により応分の保険税が増えるという制度上の仕組みになっております。こうした中、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、これまで全国町村会などを通じ、国に対して支援制度の創設を要望し、令和4年度から未就学児に係る均等割保険税の5割を軽減する措置が導入されております。

ご質問のありました「国保加入の子どもは何人いますか」についてであります。18歳以下の国保被保険者数は、6月8日時点で93名でございます。また、「均等割を減免するといくらになるのか」につきましては、町として独自の減免を検討する考えがないことから試算はしておりません。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）はじめに、「町として独自の減免を検討する考えがないから試算はしておりません」

ということは、あまりにも冷たい答えではないでしょうか。今までは子育てに力を入れてきた町として、悲しくなります。

前回、「子どもの医療費無償化を18歳までできないか」の問いに、高校生には通学費の補助をしているからできない。均等割も町が国に先駆けて廃止できないと、かなり後ろ向きになっています。国保の制度上の仕組みだから収入のない子どもであっても保険税を払うのが当たり前と、そういう考えでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）私の方からお答えさせていただきます。

基本的に制度の仕組みについては、只今町長から答弁させていただいてございますので、ご趣旨にて理解していただきたいと思ひますし、またこの制度については、国の運営する仕組みになっておりまして、町といたしましても基本的に国の制度運営に基づいて進めていきたいと思っております。それから、先ほど、過去の答弁の中でですね、町として独自のいろんな子どもの支援策について行っておりましたので、今後も、うちの町に応じた中でメリハリをつけてですね、例えば他の町が導入してるから直ちにそれを導入するということではなく、仁木町として必要な支援については今後もより充実させていただきたいと思ひますし、全体を見た中でですね、めり張りをつけて子どもの支援については今後取り組んでいきたいと思っておりますので、決して後ろ向きの考えは一切持っておりませんので、その辺はご理解していただきたいと思っております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）この未就学児の子どもたちが均等割50%になったということは、全国町村会が国に要望していたからだと思ひますけれども、その全国町村会が国に要望していた内容というのは、町長も理解して均等割は減額しなければならないという考えでしょうか。町村会と同じ考えでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）これにつきましては、例えば都道府県の知事会とか、市長会それから政令指定都市の市長会を含めてですね、全国各自治体の団体において減免措置を行っております。これについては先ほど上村議員からもご指摘のとおり、当然、お子さんに対する軽減を図っていくという基本的な考えでございますので、国の制度として全国あまねく導入していただきたいという考え方で軽減措置を図っていただきたいということで要望させていただいてこうなったというふうに理解しております。以上であります。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）北海道でも5市町で減免していますが、そういうところは、国に先駆けてやって、おかしいというふうにお考えですか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）先ほど申し上げたとおり、それぞれの町において子育て支援においてのそれぞれの支援の考え方があるかと思ひます。うちの町においては、先に例示されておりましたけれども、地元には高等学校がないということですね、例えば通学費の支援をさせていただいたりとかそういった部分に重きをおいて出させていただいておりますので、それはそれぞれの町村の中で子育て支援の優先の中で考えて措置をされているものではないかというふうに考えております。以上であります。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）私は、医療費無料化に対して、本当にこの国保だけが、という不公平感がどうしても

拭えません。

今期は、これが最後の質問になりますが、引き続き問うていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前10時27分

再 開 午前10時45分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は8名です。

日程第7『一般質問』を続けます。

一般質問、『移住・定住促進の次の施策は』以上1件について、磨議員の発言を許します。1番・磨議員。

○1番（磨 直之）それでは一般質問をさせていただきます。

移住・定住促進の次の施策は。

兼ねてからの本町の人口減少に対する施策として、新規フェアの開催、「FANSY」などによる交流人口増加の取組、地方創生移住支援金の実施や仁木町定住促進住宅建設事業などの成果により、新規定住人口は増加し、また、地域おこし協力隊の活用や様々な施策は関係人口の増加にもつながっていると実感します。しかしながら、人口増加の施策はある一定の効果が得られたから終わる事業ではなく、今後も積極的に継続事業、新規事業などあらゆる手段を講じる必要があると考えます。

令和4年度に実施した総務経済常任委員会研修視察では、町職員も数名随行し、群馬県の先進地を訪問しました。南牧村では空き家の利活用にあたり、町が積極的に国の補助金を活用してリノベーションを行い、移住促進を行っていたり、甘楽町では近隣市町村に定住するより甘楽町に住むほうがメリットのあるような助成の仕組みなどを設けていました。そこで、以下の点について伺います。(1) 町として昨年の総務経済常任委員会の研修視察の結果をどのように考え、今後どのように活かそうとしているのか。(2) 本町では空き家調査を行いデータベース化しているが、この1年でそれらのデータベースは活用しているのか。(3) 余市町では18歳まで医療費無償となったが、甘楽町や余市町の施策のように、近隣市町村に住むより本町に住む方がメリットになると感じられるような施策や方針を打ち出す考えは。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）磨議員からの、移住・定住促進の次の施策は、の質問にお答えいたします。

1点目の「町として総務経済常任委員会の研修視察の結果をどのように考え、今後どのように活かそうとしているのか」についてであります。この度の研修視察に職員を同行させていただくことにより、インターネットや書物だけでは分からない立地条件や気候風土を肌で感じ、研修先の施策を学んで帰町しております。

群馬県の南牧村は、狭隘な山道を登っていく山間部に位置し、高齢化率は60%と全国で最も高く、本町の約半分の人口の村でありました。交通アクセスや土地利用の面で、本町よりも厳しい条件ではないかと拝察するところではありますが、結婚・出産に対する支援、子育て世帯から高齢者まできめ細かな施策が展開されており、生活面や住居、雇用に関する施策について説明を受け、ハード面だけではなく、ソフト面を含む総合的な施策の展開の重要性を改めて感じたところでもあります。空き家対策においては、本町においても「家財が入っている」「親が存命のうちは財産として持っていたい」などの持ち主の意向や、共有

名義になっているため賃貸や売買するには整理に時間がかかる、農地が付随しており、規模や価格が農業者にとっても非農業者にとっても希望に合わないといった事例に対しても、南牧村商工会青年部が中心となって実施する移住支援協議会や、移住体験施設の運営、家財等の搬出処分費補助の取組など参考とすべき施策事例として持ち帰ることができました。

本町においては、定住を支援する住宅建設補助事業、居住確保を支援する民間集合住宅建設事業のほか、都市部からの移住者に対する移住支援金事業など、まち・ひと・しごと創生 総合戦略「住環境整備プロジェクト」により、定住・移住施策を進めているところでありますが、この視察による事例なども参考に、今後、増加が懸念される空き家の有効活用に向けた検討に活用してまいります。

2点目の「空き家調査を行いデータベース化しているが、この1年でそれらデータベースは活用しているのか」について申し上げます。空き家調査は、町内にある空き家の実態を把握するほか、空き家等の適正管理やしりべし空き家BANKへの登録促進を図るとともに、空き家を活用した移住促進など今後の施策展開につなげることを目的に、基礎資料の整備及びデータベース化したところであります。現状では、地域住民から当該空き家の破損や雪の管理に関する問い合わせがあった際に遠方の持ち主に連絡するなど、安全や環境保全対応での活用にとどまっておりますが、さらにデータベースを有効活用し、空き家の利活用に対する意欲を喚起する施策につなげてまいりたいと考えているところであります。

3点目の「近隣市町村に住むより本町に住む方がメリットになると感じられるような施策や方針を打ち出す考えは」につきましては、議員仰せのように、農業、福祉、教育など、様々な施策の実施を通じて人口減少への対策を講じ、近隣の町村を含む各地からの転入者が増加しているところであります。今後も引き続き、町民を含む広範な意見を聴取し、各分野における連携を密にして移住・定住促進施策を含む魅力あるまちづくりに向けた施策を総合的に展開してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄） 磨議員。

○1番（磨 直之） 只今、町長の方から答弁いただきました。

ちょっと改めて1点確認なんですけれども、町長は今の答弁で、私が今回した一般質問の1問目の対応として十分カバーできているという認識なのでしょうか。

○議長（横関一雄） 佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎） そのご質問は、私が質問に答えていないという部分でのご質問でしょうか。もしそうだとするならば、今回の質問に対しての答えは一応答えたというふうに私は認識しております。

○議長（横関一雄） 磨議員。

○1番（磨 直之） 質問の背景を説明しても良いんですけれども、少し先に改めて質問させていただきますが、今回、1問目の回答が南牧村だけの回答だったんですけれども、市町村でいうと4町村に行っていて、その中でなぜ南牧村だけをピックアップされて回答されたのか、一応その辺りの回答の意図・背景について伺いたいです。

○議長（横関一雄） 新見企画課長。

○企画課長（新見 信） 今回の視察については、複数の町村へ行っているのは理解してございます。その中で今回の一般質問の中で移住・定住というところ、そして空き家というところで、私の方で考えたところが、この南牧村、そして甘楽町というところで回答をさせていただいたところです。

○議長（横関一雄） 磨議員。

○1番（麿 直之）ありがとうございます。わかりました。

私の質問が悪かったようなので、詳しくちょっと再質問をさせていただければと思います。

まず、私の質問に関してで言うと、1行目から5行目に関しては、本町の現状の評価をさせていただいておりました。6行目から8行目は、それを踏まえて今後の移住・定住促進に対する考え方における私の意見を記載させていただいております。9行目から10行目は、昨年総務経済常任委員会の研修視察をしたという事実を記載し、11行目から14行目までは、視察した際にどのような点が良かったと感じたのかを私の大まかな意見としております。このような質問の組立背景がある中で、3点質問をさせていただいており、この3点の質問は元々質問させていただいている、「移住・定住促進の次の施策は」というところにも関わってくるにはありますが、私の質問の意図としては空き家の活用をどうするのかという点と、さらなる移住・定住促進の施策をどうするのかという点を伺いたくて挙げております。

私が期待した回答としては、町からは南牧村と甘楽町でも移住・定住の促進の施策を行っておりますので、かつ、甘楽町に関しては3問目にも触れさせていただいておりますので、1問目に関しては甘楽町も回答いただけたらと思って質問させていただきました。なので、町長に最初の1問目の質問もこのような形になったんですが、私の質問の仕方が悪く、説明も足りなかったという認識なので、今背景を説明させていただいた上で、改めて質問なんですけど、甘楽町に対する視察に関して町側はどのような印象を持って、どのような点が良かったと考えられ、どのような施策を考えられるとお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）私の方でお答えさせていただきます。

甘楽町につきましては人口が1万数千人ということで、本町よりも大きな規模の自治体でございます。その中で、結婚相談事業、そして子育てに関する事業、移住・定住も行ってございます。そのような空き家に関する事業以外の事業ということで、本町においても同様の事業を行っているところでございまして、甘楽町に関しまして、本町もその当該事業に関してですね、同様とは言いませぬけれども、同じような、できる事業というのがあるのかというふうに資料を、私は同行してございませぬけれども、資料を見て感じているところでございます。

○議長（横関一雄）麿議員。

○1番（麿 直之）甘楽町に関して私たちがどのような目的で視察をされてきたのかというのは理解されていますか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）甘楽町に関しましては、未来人材応援事業ということで人材育成に関しての視察ということで理解をしております。

○議長（横関一雄）麿議員。

○1番（麿 直之）最初の答弁をいただいた内容と、今答弁いただいた内容で、時間がかかったというか、多分把握をされていなかったという点と、あとは随行職員から報告を受けていらっしゃるのか資料を見た限りというようなお話だったんですけど、それで今回の質問で、私は甘楽町の名前も出しているにもかかわらず、3問目にこういう回答いただいているにもかかわらず、そもそもその認識をされていなかったというのは、どういう背景でこの回答を出してこられたんでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）大変申し訳ございません。私の言葉が足りなかったのかもしれませんが。

資料を見る限りではございませんで、実際に同行させていただいた職員からも話も聞いてございますし、私の認識不足があるのかもしれませんが、もう一度質問を申し訳ございませんが、お願いできますか。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）いま1問目と2問目の答弁、回答いただく中で時間がかかっている。こちらから見ていう限りでいうと内容を把握されていなかったのではないかという認識をどうしても受けてしまいます。それで私の第3問目にも甘楽町の名前も出させていただいているにもかかわらず、回答をいただいているのですけれども、そもそも内容を把握されていなかったような印象を受ける中で、どのようにしてこの3問目の答弁をされているのかが疑問です。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）甘楽町に関しましては、人材育成事業ということで、様々な人材の定住に向けた施策をしているということで認識してございます。今回の3答目に関しましては、様々な事業、こちらの町長の答弁書にも書いてございますけれども、様々な事業展開というところですね、まちづくりを進めていくというところで認識しておりますし、そのような形で答弁をさせていただいています。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）別に重箱の隅をつつきたいわけでも、いやらしい質問したい訳でもないんですが、あえて伺わせていただきます。甘楽町の人材育成事業は、どういう施策だと理解されていて、何が良かった、もしくは本町に活かせることとしては何があるのか、その点についてお伺いできますか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）私の中におきましては、甘楽町が行う事業、こちらの方の人材育成事業ですが、こちらは1度町から出ていった地域の方、その方たちを再び呼び戻して地元に戻って就業できる環境づくりというところ、その点について感じたところがございます。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）それはどの辺りがそのように感じられたか、もう少し詳しくお聞かせ願えますか。

別にこれは、何かいやらしい背景があるわけではなくて、今後の質問につなげたいので、ぜひお聞かせください。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）こちらの事業の部分で、私は奨学金関係の支援という形の事業ということで認識してございます。

本町においても高校卒業後、町外に出られる方が多い、戻られたときに奨学金を支援することで、その負担軽減、そして地域に戻ってきてもらうという、そういうところの事業ということで、本町には企業がそんなに多くはございませんけれども、そういうふう感じております。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）そのように随行された課員からも報告があって、町として甘楽町は奨学金の返還を補助すること、もしくは負担をすることで戻ってきてもらえるという施策だという認識でしょうか。

正直、私はそれは別に目新しいものではないというか、それは別に町としてやっている工夫はあるなど

はと思いますが、私はその奨学金返還金補助を支給する制度がすごく勉強になったと思うんですけれども、どのように報告を受けて、どう感じられたのか、今答弁いただいた内容がすべてなのか、回答を願います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）ちょっと具体の答弁、今の部分の答弁と少しつながらない部分があるかもしれませんが、基本的な部分として、少しお話しさせていただきますけれども、こういった先進視察を含めて行政的な目的で、いろんなどろろに行き勉強させていただく機会というのは多々ございます。決してうちの町はたくさん行っているわけではなくてですね、かなり重点化した中で職員が随分勉強させていただいているところでございます。ですから当然、行く前もリサーチをさせていただいて、一応論点を絞って研究をさせていただきたいと思っておりますし、それで今回についても一応先ほど書面でとお話ししましたけれども、書面の過程できちんとまとめさせていただいております。それは、情報共有を全庁的にできるようになっておりますし、当然今回、議会事務局とも内容については、整理して皆さんの持っているものと同じような認識で書類としてまとめて、今回のこういった資料として活用させていただいているというふうに思っておりますので、決して議員が仰るとおりの外的な検証をしたということではなくてですね、きちんと論点を整理した中で、議員の皆さん、議会の皆さまとも情報共有した中で随分職員については認識され、それをもとに庁内的にも情報共有を図って対応させていただいているというふうに考えておりますので、ご理解していただきたいと思っております。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）林副町長の仰ることは理解できます。ただ今、現状として通常何かこの一般質問の場ではない質疑応答の場があるとするならば、そのときにいきなりこういう質問させていただいて把握されていないというのは、いたし方ないところではあると思っておりますが、今回わざわざこのような一般質問をさせていただいている中で、かつ、3問目にも甘楽町に関わることを話している中で、おそらく甘楽町の内容をきちんと把握されていないのではないかという印象を受けてしまいますし、それが林副町長の言うとおりの、みんなきちんと書面にも報告されて、同じ認識を持っているというのであれば、何かどこか間違っているのではないかと。せっかく他市町村の事例を勉強するのであれば、やはりそれは多少なりとも活かすべきだと思いますし、それが活かさないということも、それはそれで財産になると思うので、しっかりと共有できたほうが良いと思うのですが、私が聞きたいのはそこまでされているのに、なぜ今ちゃんとした回答が得られないのかというところが疑問です。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）もし認識ができないようでしたら、うちの先ほど言った書面で情報共有している部分読み上げさせていただいてもよろしいでしょうか。甘楽町について。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）全文、それでは読み上げます。

群馬県南西部に位置する甘楽町は江戸時代に戦国大名・織田信長の次男・信雄から8代に渡って織田家が統治した城下町で、現在でも当時の面影を知る町並みが残っています。人口は1万2631人、世帯数は5085世帯の町で史跡や文化財が多く残り、日本名水100選にも選ばれる雄川堰、国指定名勝の大名庭園・楽山園など豊かな自然と伝統が魅力的な景観をつくり上げています。

また、町では国内外の都市と交流促進事業を推進しており、東京都北区と東京都北区休暇村協定を締結、

国外ではイタリア・チェルタイド市、中国・ハルビン市、ニカラグア共和国との交流が行われています。歴史的な背景や盛んに行われている交流事業などから移住してくる人にもオープンな風土があることを町の魅力に謳っています。

かんら未来人材応援事業補助金は、将来を担う若者の定住及び町内企業の活性化を図ることを目的に実施しています。町内に定住するか、町内企業で就業する者が奨学金を返還するために要する経費の一部を支援しています。内容は当該年度内に返還した奨学金の2分の1以内を補助するもので、対象期間は60か月分となっており、補助金の上限単価は、住所地、勤務先の住所によって設定されています。交付実績は令和3年度で13人に対し100万6000円を助成しています。

また、企業側の雇用促進に向けた支援として、甘楽町若年者ふるさと就職支援事業補助金により、新卒者を雇用する事業主に対し補助金を交付し、町内企業への就業と雇用の促進を図っております。

甘楽町においては町内に高校がなく大学進学では東京等に転居していくそうです。町では地元に戻り就業できる環境整備に努めており、有力企業の進出がその受皿になっているとのことでした。本町においては町内企業で就業する者、雇用する事業主に対して行う支援を行っていないので、参考になる研修テーマでありました。以上です。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）ありがとうございます。

すごく良い報告書だと思いますが、それを受けて、逆に先ほどの答弁というのがすごく残念でならないです。というのが、その内容にはしっかりと、どういう施策でどういう機能を果たしているかというのが書いてあるにもかかわらず、先ほどの答弁でいうと「助成金を出して町に戻ってきてもらう」というところにしか触れておらず、そこに関していうと、どちらかという仕組みが今回は重要であったのではないかと思います。その辺りどうお考えなんでしょうか。

すみませんが、一般質問の第1問目の私の質問が悪いと思うので、もう少し詳細に説明させていただきますと、今回奨学金を出すということに関しては、いろんな市町村でもされていると思いますし、確か仁木町でも以前やられていた内容だと思います。これに関しては市町村の状況に合わせて、事業として設置すれば良いものだと思うんですが、甘楽町の事業の仕組みというのが、なかなか面白いなと思っていて、町内に在住していて町内の企業に勤めている人に対しては最大限の補助、町内に在住していて他市町村の企業に就業している方には何割か、他市町村に住んでいて町内の企業に就業している方には、さらにそこから少し減るような形で補助を出されていて、この補助の仕組みというのが、結果的に他市町村に住むよりも仁木町に住んで他市町村の企業に就業した方が良い、もしくはもちろん仁木町内の企業に就業したほうが良いというような、ごめんなさい。ちょっと今甘楽町と仁木町が混ざっていますけれども、修正します。甘楽の町で、就業した方が良いというような形の補助であって、この仕組みというのが、今回のポイントかなと私は感じてはいるんですが、町としてはそうは感じになられなかったということなんでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）私も同じく先ほどの復命書を見ておりますので、情報共有をしている1人でございますけれども、確かに施策の仕組みとしてですね、めりはりをつけて要件設定をされているというのは、その地域地域の中で必要性に応じてそういった導入をされているということは、非常にユニークな取組だと

いうふうに思っております。それで、うちの町においてもですね、当然、傾斜をかけたりとかいろんな制度の中でやっている部分もございますので、ですから当然、今後そういった就農、例えば地域の定住促進等を図る中の一つの施策として、前段町長からもお話しさせていただいた「総合的に検討していきたい」というふうに考えておりますので、その中で一端として、施策づくりの中で参考にさせていただきたいというふうに考えております。

個々にこれをすぐさま導入するという視察ではないと思っております。全般的な地域の中のいろいろな仕組みを含めて事例等を聴取するための今回の視察だというふうに思っておりますので、一つの事案として周知をさせていただいて、今後に向けての参考にさせていただくというふうに、そういうふうに活用できるのではないかと考えております。以上であります。

○議長（横関一雄） 磨議員。

○1番（磨 直之） もちろんそのとおりだと思いますし、すぐ活用できるものではないとは思っています。ただ、せっかく視察に行ったのであれば、しっかりとその内容がみんな共通の見解で認識できるようにしておく。それで、報告書はすごく素晴らしかったとは思っているので、もしかしら読み手の問題なのか、何か共有の仕方が問題なのかというのもあるかもしれないですし、「通常」という言葉も使いたくはないんですが、通常であれば、研修した後に反省会・勉強会というのを開いて、情報共有をした上で、今後どのような形で町に使えるかというのを検証して、そこで一つの視察が終わりだと思うんですね。それを何か、次の施策を打つタイミングで、以前の事例があるからこれが活用できるのではないかと引き出しが増えていくものだと思うんですが、申し訳ないですけども今の答弁だけ見ると、そこが不十分ではないのかなと、どうしても思わざるを得ない。一応、副町長が言っていることは理解しています。なので、引き続きよろしくお願いいたします。

時間もないので、次の質問にさせていただきます。2点目のデータベースの活用についてなんですが、今回このデータベースの活用事例をいろいろと載せていただいています、これは町として元々想定していたとおりの結果でしょうか、もしくは町としてこれ以外にもこういう活用ができたかと思っていたものなどありますでしょうか。

○議長（横関一雄） 新見企画課長。

○企画課長（新見 信） こちらの当初想定していたとおりなのか、というところでございますけれども、町の空き家等の管理等に関する部分については、こういったような形で空き家が増えてきている状況もございますので想定しているところでございます。そして利活用につきましてはですね、今、実際こちらの答弁書にも記載してございますけれども、活用の部分については、まだ、実際に新たな事業等を検討・調査しているところで、実施についてはまだ至っていないという状況でございます。

○議長（横関一雄） 磨議員。

○1番（磨 直之） すみません。ちょっと私の質問は、データベースの活用の話だったんですけども、今のデータベースの活用の話をさせていただいてという認識で良いでしょうか。ちょっと空き家の方の利活用の話を後半答弁いただいていたのかなという印象を受けたんですけども、もう一度お願いします。

○議長（横関一雄） 新見企画課長。

○企画課長（新見 信） データベースの活用という形においては、使われていると。空き家の適正管理という部分で使っているというふうに認識しています。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）同じ質問になって恐縮なんですけれども、データベースは元々町が想定していた使われ方をしている、十分使われているという認識で、それ以外に町が想定していた使われ方というのはないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）データベースについてでございますけれども、今、新見課長が答弁申し上げたとおり適正管理に活用しているのが実態でございます。

当初はですね、磨議員のおそらく趣旨としては、そういったものの流動化というかマッチングとか、そういった部分までというふうに、その辺までのことを期待されているかと思っておりますけれども、町としては当初調査する中で利活用とか保全を含めて幅広く考えて、空き家についての対応策としていきたいということでデータベースを整備しているところなんですけれども、残念ながらそちらまでまだ活用されていないというところでございます。

それで、さっき新見課長の方からも、後半で新たな仕組みというか、その話も若干話しましたがけれども、これはご承知かと思っておりますけれども、いま全国的に、要するに空き家問題というか、かなり老朽化した空き家ですか、そういったものの問題が課題になっています。特定空き家等の問題もございまして、全国的に課題となっている中で、例えば具体名で商品名になってしまうかも分かりませんが、ゼロ円物件とか、新たにいろんな仕組みも出てきておまして、そういったものを活用している自治体も最近増えてきております。町においてもそういったことから新たな民間等で行われている仕組みを活用しながら、そういった空き家の適正管理・有効活用について、幅広くこのデータベースで得たデータをもとに活用してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）町としてこの空き家をデータベース化されてすぐにも活用できるデータがあるというすごく強みだとは思いますが。

今回、南牧村を視察したときに、結構町が主導で空き家の物件をどうにかしようというような動きがある中で、町が主導で国から補助を受けて、改装して貸し出すというようなこともされていたりするんですけども、それらも視察を受けて、この町ではそぐわないものだったのか、もしくは適用できそうなのか、何でこれを質問しているのかというのと、この内容というのは、すごくデータベースを活用するといろいろスムーズにやりやすそうだなと思ったので、うちの町でもすぐ活用できそうなのではないかなというような疑問もあるので、その辺りはどういうふうに南牧村の視察を受けて、このデータベースの活用をどうしようかと考えられたのか、もしくは空き家をどうしようかと考えられたのか、その辺りを、もし検討されているのであれば教えていただきたいです。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今までうちの町では空き家調査を行うためにデータベース化を行ってまいりましたがけれども、基本的に行政が直接的にその地域の空き家を管理・運用することが非常に難しいというふうに考えているのが今現実なところでありまして。と言いますのも、やはり行政としての役割としてはですね、やはり有効活用できそうな空き家のその持ち主に促し、今度は新たな借主が活用できそうなその仕組みづくりをするのが行政の役割だというふうに認識しておりますけれども、なかなか本町には不動産屋が少な

い状況の中で、空き家の情報は乏しいのは否めませんが、その情報を一元化できる受皿が、行政として担えるかと問われれば、民業圧迫とかそういうことも非常に考慮しながら進めていかなければならない問題だと思っていて、その部分が非常に大きな壁といいますか、その辺、民間とうまく融合できて、仕組みづくりができれば、また新たな形として施策を展開することができるのでしょうか、まだまだそこまで至ってないというのが本音であります。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）今町長から、町の役割というところも説明いただいたんですけども、やはり南牧村のように行政主体でその辺りをやっていくというのは難しいものなんでしょうか。というのが、人口が半分ぐらいの南牧村でできている事例が、本町でできない理由というのは、逆に無いのかなと思ってしまうんですが。その辺りだとやはり人口が多くなる、もしくは何かしらの要因で、仁木町ではなかなか行政が主体になるというのは難しいものなのか、いま町長の答弁いただいたように、そもそも町長の考えとしてそこは「しない」という決断なのか。どのようにお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）このことについては、かつて論議したことがあるんですけども、そのときも同じお答えをしているんですが、仁木町においては例えば不動産として流通し難い、要するに不動産として価値のあるものについては、民間事業者がそれを流通させている事例もございます。ご存じのとおり建物をリノベーションして売ったり、そのままいわゆる一般的な不動産情報として、商品として流通しているというものがございます。それについては、当然先ほど町長の言った民業圧迫になりますし、すべてが役所で管理することはできないと思っております。ただ例えば、その老朽化したものとか、やはり安全性等については、町としてそれについては適切に持ち主に話して管理を促していくとか、もしくは町として直接的にそういったものを管理していくということも必要になってくると思います。

そして、まず第1に違うのが、例えばこういった関東圏においては確かに空き家のいろんな事例があって、インターネット等で拝見させていただきますと、古民家とかある程度要するに雪が少ない地帯と北海道の仁木町の豪雪地帯と、やはり住宅の老朽化とかそういったものが根本的に違う部分があると思います。ですから、本州でとられている事例がそのままうちの町で入れられるかということ、なかなかマッチしない部分がございます。ただ、仕組みとしては参考になる部分があると思いますので、まず私が前段で申し上げた民間との連携とか、それとか老朽空き家の対策とかを含めて、本町の実態に合った形の仕組みを今後町として至急検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）ちょっと、もう1点だけ聞きたいんですけども。この2番目の質問に関して、南牧村では国の補助を受けて自治体が受けられる補助という形でたしか受けられていたという認識なんですけれども、本町でもそれは受けようと思えば受けられるものなんでしょうか。その辺りは調べられましたか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）こちらの制度につきましては、空き家計画を策定した上で実施をするということで、空き家計画を策定した上で実施は可能というふうに考えております。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）それでは、南牧村と同じ助成金は受けられるということですか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）同様の仕組みに基づいた、制度に基づいたこちらの支援を受けられるものというふうに認識してございます。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）もう時間がないので、最後の質問をさせていただきます。

最後の3点目なんですけれども、令和5年度に新たに設置した移住・定住の促進に対する事業というのは、ちょっと念のため確認ですけれども何がございましたでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）申し訳ございません。

令和5年度の新規事業ですね、新規事業については特にございません。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）これで本当に最後にします。

3点目にもいろいろ記載はいただいておりますが、1回目の答弁で。いま令和5年度の新規事業はないということなんですけれども、今後具体的にどのような検証をされて、どのようにお考えになられるのか再度お聞かせ願えればと思います。

○議長（横関一雄）時間ですので簡潔に答弁をよろしくお願いします。林副町長。

○副町長（林 幸治）現行のですね、移住・定住政策については、今の第6期の総合計画、それから、まち・ひと・しごと創生 総合戦略に基づいて展開しております。ですから、その期間に合わせた中で、中間検証を行いながら進めてまいっておりますので、今後それについてはある程度、順調に進んでいると思っております。ですけれども、当然今後検証しながらですね、必要な施策についてより充実させたり、もしくは改廃というか、見直しをしながら進めていきたいと思っております。基本的には今の方向で進めてまいりたいというふうに考えています。以上です。

○議長（横関一雄）以上で、一般質問を終わります。

日程第8 議案第1号

令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）

○議長（横関一雄）日程第8、議案第1号『令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第1号でございます。令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）。令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2947万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6442万5000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和5年6月20日提出、仁木町長佐藤聖一郎。

詳細につきましては和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第1号、令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。15款、国庫支出金から21款、諸収入まで補正いたしまして、歳入合計額に補正額2947万8000円を追加し、補正後の合計を54億6442万5000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から10款、教育費まで補正いたしまして、歳出合計額に補正額2947万8000円を追加し、補正後の合計を54億6442万5000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、国道支出金は5740万4000円の増、その他は161万9000円の減、一般財源は2630万7000円の減となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の物価高騰による交付金5526万9000円の追加、2目、民生費国庫補助金は、妊娠から出産・子育てまでの経済的支援交付金170万9000円の追加でございます。

6ページをお開き願います。16款、道支出金、2項、道補助金、2目、民生費道補助金につきましては、妊娠から出産・子育てまでの支援交付金の道負担分42万6000円の追加でございます。

7ページ、18款、1項、寄附金、1目、一般寄附金につきましては、2件の寄附14万円の追加、2目、総務費寄附金は目を新設しまして、企業版ふるさと納税寄附200万円の追加でございます。

8ページをお開き願います。19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては4638万7000円の減額、2目、ふるさと振興基金繰入金は534万6000円の減額で、いずれも物価高騰の交付金活用などによる減額でございます。

9ページ、20款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度繰越額の確定によりまして1994万円の追加でございます。

10ページをお開き願います。21款、諸収入、5項、4目、雑入につきましては172万7000円の追加で、会計年度任用職員の社会保険料とコミュニティ助成事業の追加でございます。

11ページをお開き願います。歳出でございます。1款、1項、1目、議会費につきましては、職員の昇給に伴い職員手当等21万8000円の追加でございます。

12ページをお開き願います。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、人事異動に伴い1119万4000円の減額でございます。

14ページをお開き願います。5目、企画費は、昨年度まで活用していました地域力創造アドバイザーの辞退により400万円の減額、8目、ふるさとづくり事業費は、一般寄附の積立15万円の追加でございます。2項、徴税费、1目、徴税総務費は、人事異動に伴い給料等25万1000円の減額でございます。

15ページ、3項、1目、戸籍住民登録費は、人事異動に伴い給与等959万9000円の減額でございます。

17ページをお開き願います。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費につきましては、

3401万9000円の追加で、人事異動に伴う給料等の増減と、18ページ、10節．需用費から18節．負担金補助及び交付金まで、物価高騰による医療福祉事業者への定員1人当たり1万円の給付と低所得世帯への3万円給付の事務費と事業費でございます。19ページ、2目．老人福祉費は19万3000円の追加、5目．国民年金事務費は109万2000円の追加で、いずれも人事異動に伴う人件費等の増でございます。

20ページをお開き願います。6目．後期高齢者医療費は、人事異動に伴い後期高齢者医療特別会計への繰出金225万3000円の減額でございます。2項．児童福祉費、1目．児童福祉総務費は1186万4000円の追加で、物価高騰による未就学児世帯への1人7000円の給付事業と、妊娠から出産・子育てまでの支援事業の事務費と事業費でございます。

22ページをお開き願います。4款．衛生費、1項．保健衛生費、1目．保健衛生総務費につきましては、382万5000円の追加で、人事異動に伴い給料等の増と、23ページ、10節．需用費と13節．使用料及び賃借料は、新型コロナウイルスが5類に移行したことに伴い自宅待機セットと多目的滞在施設の使用料の減額、27節．繰出金は人事異動に伴う国保会計への繰出金の減でございます。5目．上水道費は、職員手当額変更に伴う簡易水道事業特別会計への繰出金154万3000円の減額でございます。

24ページをお開き願います。6款．農林水産業費、1項．農業費、2目．農業総務費につきましては、471万6000円の追加で、人事異動に伴う給料等の増でございます。

26ページをお開き願います。7款．1項．商工費、1目．商工総務費につきましては196万5000円の減額で人事異動に伴う給料等の増減でございます。

28ページをお開き願います。8款．土木費、1項．土木管理費、1目．土木総務費につきましては423万9000円の減額で人事異動に伴う給料等の減でございます。

30ページをお開き願います。9款．1項．消防費、3目．災害対策費につきましては、長沢自主防災組織の防災資機材一式購入の補助金170万円の追加でございます。

31ページ、10款．教育費、1項．教育総務費、2目．事務局費につきましては143万3000円の減額で人事異動に伴う給料等の増減でございます。

32ページをお開き願います。2項．小学校費、1目．学校管理費は85万8000円の追加で、仁木小学校の教員定数減による支援員加配分と仁木・銀山小学校の北海道ボールパーク見学のバス代と入場料、33ページ、3項．中学校費、1目．学校管理費は10万9000円の追加で、銀山中学校の北海道ボールパーク見学のバス代と入場料でございます。5項．社会教育費、1目．社会教育総務費は139万5000円の減額で、人事異動に伴う給料等の減でございます。

34ページをお開き願います。6項．保健体育費、2目．体育施設費は56万8000円の減額で、銀山プール休止に伴う管理経費の減と銀山地区の仁木プール利用の方のバス代の追加でございます。35ページ、3目．学校給食費は917万4000円の追加で、給食費補助の減額と物価高騰による給食費全額無料の支援金追加でございます。37ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。6番・野崎委員。

○6番（野崎明廣）34ページですけれども、教育費の件で少しお伺いをさせていただきます。

町営プール廃止に伴いまして、教育行政報告の中で内容的なことは良く理解をするところであり、地域においても、ご理解をいただけたのかなという感じもしております。廃止に伴い、今後の体制として、

施設の安全管理上どのようにされていくのか。閉鎖に伴いどのようにされていくかということをお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）菊地教育次長。

○教育次長（菊地健文）施設の安全対策としましては、破損が著しいフェンスに侵入防止用のネットを設置した他、プールの水を抜いたところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）6番・野崎委員。

○6番（野崎明廣）最終的には、解体・撤去・整地、これが最終作業になってくると思うんですけども、これに対しては、まだ、今のところ計画的なものは出されていませんが、今後の予定としてはどのようにしていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）菊地教育次長。

○教育次長（菊地健文）銀山水泳プールにつきましては、次年度以降に条例改正の後、取り壊しに向けて取り組んでまいります。説明は以上でございます。

○議長（横関一雄）6番・野崎委員。

○6番（野崎明廣）次年度ということですので、非常に子どもたちの出入り、また色々な形の中で入らないような対策、安全面に対してきちんと管理をしていていただきたいと思いますので、その辺をよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）ほかにございせんか。1番・磨議員。

○1番（磨 直之）14ページの謝礼金で、地域力創造アドバイザーが辞退ということだったんですけども、この対象は男性の方という認識でよろしかったのかと、辞退されたというのは、謝礼は辞退するけれども本町への関わりは継続されるという認識なんですか。その辺り詳しく説明をお願いします。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）こちらの男性の方、ワンテーブルの島田昌幸氏でございます。

アドバイザー謝礼の方については、こちらの地域力創造アドバイザー自体、そのものを辞退されたということになってございますので、関わるということについては、関わりは今後、今の時点ではアドバイザーとしての関わりはないということになります。

○議長（横関一雄）1番・磨議員。

○1番（磨 直之）かなりこれ、議員からも予算委員会だったかのに質疑応答をいろいろさせていただいて、どうしてこの方が必要かとか、いろいろ説明を受けた中で、結構肝煎りの事業だったのかなとも認識はしているんですが、今回何で辞退になられたんでしょうか。それはもう成果として果たして、結果を残したので辞退ということなんですか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）本町といたしましては3年目もお願いしたいというふうに思ってございましたけれども、こちら本年3月に東北の地元紙の新聞報道で、この島田氏が自治体に対する不適切な発言をしたという問題が報じられまして、そちらから直接本町の方に訪れまして辞退をさせていただきたいということで申し出があったものでございます。

○議長（横関一雄）1番・磨議員。

○1番（磨 直之）すみません。私の認識が不足しています。

そういう事情であれば、良く理解できるんですけども、この方に代わって何か新たな方を招聘されるみたいなことはあるのでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）総務省において行っております地域力創造アドバイザー制度でございます。

こちらは新しいアドバイザーを依頼するに当たりましては、登録されているアドバイザーの方の長けている部分、得意とする分野の把握ですとか、そちらの調整等に時間を要する、そして本町の概要ですとか現状、課題等の把握をしていただく時間も必要であるということから、今回新たな方をお願いしないというふうに判断したものでございます。

○議長（横関一雄）1番・磨議員。

○1番（磨 直之）今回、新たな方の検討を続けるのではなくて、もう招聘しないというようなことになると思うんですが、元々町としては3年目もお願いしたかったのに対して、そこで終わらせてしまうのは何だか、大丈夫なのかなというふうに思ってしまうんですけども、その辺りは問題ないのでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）3年目にどうしてもお願いをしたいというふうには考えておりましたが、新たな方については先ほども申し上げましたとおり、本町の現状等を理解していただくところから始まるものというふうに認識してございますので、今回については、現段階では新たな方をお願いするという形は考えておりません。

○議長（横関一雄）1番・磨議員。

○1番（磨 直之）私が聞いたかったのは、今後、招聘される予定があるのか。それは今年度の話なのか、来年度以降は再度検討するのか、来年度検討するのであれば、多分今年度から動かないといけないと思うんですけども、今後のお考えをお聞かせください。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）基本的な考え方や経過については、今新見課長からお答えしているとおりなんですけれども、当初予定した島田氏については、人柄とか色々な経験とか、うちの職場内の人材育成を含めていろいろと今までもご尽力していただいたところで、非常に今回ご辞退されたことで非常に町としても残念に思っているところであります。それだけに、それならばでは代わりの方というわけにはいかない部分がございますので、これについては島田氏に代わる方はいらっしゃらないという判断で止めておりますけれども、ただ、このアドバイザー制度は非常に町として有効な制度でございますので、これについて今後も継承して活用していきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（横関一雄）他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。したがって、議案第1号『令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号

令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（横関一雄）日程第9、議案第2号『令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第2号、令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ469万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9743万4000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和5年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第2号、令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。4款. 繰入金と5款. 繰越金を補正いたしまして、歳入合計額から補正額469万9000円を減額し、補正後の合計を1億9743万4000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 総務費を補正いたしまして、歳出合計額から補正額469万9000円を減額し、補正後の合計を1億9743万4000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款. 国民健康保険税から6款. 諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 総務費から6款. 予備費まですべての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、一般財源が469万9000円の減となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。4款. 繰入金、1項. 2目. 一般会計繰入金につきましては、人事異動に伴い469万9000円の減額、2項. 基金繰入金、1目. 財政調整基金繰入金は、前年度繰越金の確定によりまして15万9000円の減額でございます。

6ページをお開き願います。5款. 1項. 1目. 繰越金につきましては、前年度繰越額の確定により15万9000円の追加でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費につきましては、人事異動に伴い給料等、給与関係費469万9000円の減額でございます。9ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号

令和5年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（横関一雄）日程第10、議案第3号『令和5年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第3号でございます。令和5年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。令和5年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ55万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4217万8000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和5年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第3号、令和5年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。2款、繰入金と3款、繰越金を補正いたしまして、歳入合計額から補正額55万4000円を減額し、補正後の合計を2億4217万8000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費を補正いたしまして、歳出合計額から補正額55万4000円を減額し、補正後の合計を2億4217万8000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から5款、町債

まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から3款、予備費まですべての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが一般財源が55万4000円の減となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。2款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金につきましては、職員手当の額変更及び繰越金の確定に伴い154万3000円の減額でございます。

6ページをお開き願います。3款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度繰越額の確定によりまして98万9000円の追加でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては職員手当の額変更に伴い、職員手当等給与関係費55万4000円の減額でございます。9ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『令和5年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『令和5年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第11 議案第4号

令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（横関一雄）日程第11、議案第4号『令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第4号でございます。令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところ

による。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ228万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7563万2000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和5年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第4号、令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金と4款、繰越金を補正いたしまして、歳入合計額から補正額228万円を減額し、補正後の合計を7563万2000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費を補正いたしまして歳出合計額から補正額228万円を減額し、補正後の合計を7563万2000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、一般財源が228万円の減となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金につきましては、人事異動に伴い225万3000円の減額でございます。

6ページをお開き願います。4款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度繰越額の確定により2万7000円の減額でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、人事異動に伴い給料等給与関係費228万円の減額でございます。9ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第12、議案第5号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第5号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。仁木町国民健康保険税条例（昭和33年仁木町条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和5年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、河井福祉課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）河井福祉課長。

○福祉課長（河井 健）議案第5号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明いたします。

今回の改正につきましては、地方税法施行例等の一部を改正する政令が令和5年4月1日から施行されたこと等に伴い、仁木町国民健康保険税条例について所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、法定限度額の改正に伴い、仁木町国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げること、また、国民健康保険税の減額基準のうち、5割減額・2割減額の対象となる所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額をそれぞれ引き上げる内容となっております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免につきまして、令和5年2月10日付け厚生労働省及び総務省通知により、令和4年度相当分の保険税で令和5年12月末までに納期限が設定されたものについて、国が財政支援を行うことが示されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、令和4年度相当分の保険税であって令和4年度末に資格を取得したこと等により、令和5年4月1日から令和5年12月31日までの普通徴収の納期限が到来する保険税の全部又は一部について減免するための改正となっております。

なお、本件につきましては、5月18日開催の令和5年度第1回国民健康保険税審議会において諮問し、適当と認める答申をいただいていることを申し添えます。

それでは改め文の朗読を省略し、新旧対照表により説明をいたします。新旧対照表をご覧ください。右側が現行で左側が改正後となっております。第2条第3項課税額についてですが、後期高齢者支援金等の課税限度額について「20万円」から「22万円」に改正するものでございます。第23条は基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付課税額の軽減に係る条項となっており、軽減が適用される場合であっても、その算定には課税限度額を用いることとなります。第1項ではそのうち後期高齢者支援金等課税額の減額に係る課税限度額の改正でございまして、第2条第3項同様、算定に用いる課税限度額について「20万円」から「22万円」に改正するものでございます。次に、同項第2号についてですが、5割軽減の基準額に係る規定となっております。基準額の算定に使用する被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき加

算する額を「28万5000円」から「29万円」に改正するものでございます。次に、同項第3号につきましては、2割軽減の基準額に係る規定となっております。

2ページをお開き願います。基準額の算定に使用する被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき、加算する額を「52万円」から「53万5000円」に改正するものでございます。次に、第23条の2につきましては、本条例第24条の2の改正に伴う規定の整備によるものでございます。次に、第24条の2第2項につきましては、特例対象被保険者等に係る申告の際の確認書類について改正する内容となっております。

続いて、制定附則でございます。2項から、6ページ、13項までにつきましては、対応する法令の規定の書きぶりと合わせる内容の改正となっております。

6ページ、14項新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度から行っている国の財政支援の関係でございますが、現年分である令和5年度分保険税は対象とせず、過年度分である令和4年度分保険税についてのみ引き続き減免対象とする内容でございます。改正附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から施行するものでございます。適用区分につきましては、改正後の当該条例の規定について、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの健康保険税については、なお従前の例によるものとしてございます。以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第6号

仁木町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第13、議案第6号『仁木町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第6号でございます。仁木町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年仁木町条例第37号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和

5年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、河井福祉課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）河井福祉課長。

○住民課長（河井 健）議案第6号、仁木町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

今回の改正につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、高齢者の医療の確保に関する法律の改正等により所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、法改正に伴い後期高齢者医療被保険者の窓口負担について、これまでの1割負担と3割負担に加え、新たに2割負担が新設されたことによる改正となっております。また、重度心身障がい者及びひとり親家庭等に対する医療費の助成に関しては、北海道が実施する北海道医療給付事業補助金を活用し、それぞれ所得の範囲内の者に対して助成していますが、町におきましては当該補助金の対象とならない所得制限超過者に対して独自に助成をしており、ベースとなる北海道医療給付事業補助金交付要綱との文言整理について併せて改正するものでございます。

それでは改め文の朗読を省略し、新旧対照表によりご説明いたします。まずはじめに、前段で説明いたしました高齢者の医療の確保に関する法律に係る改正についてご説明いたします。被保険者が保険医療機関等に支払う一部負担額について、その所得に応じ、これまでは、同法第67条第1項第1号において1割負担、同項第2号において3割負担と規定しておりましたが、同項第2号に、2割負担の区分が新設され、3割負担の区分が同項第3号に繰り下がる改正が行われました。以上を踏まえまして新旧対照表2ページをご覧ください。右側が現行で左側が改正後となっております。該当する条項は、第3条、助成の対象についてございまして、右側現行では、第3条第3号の後段、左側改正後では、第3条第2項第3号の後段が改正部分となります。現行では、「規則第2条第1項及び高確法第67条第1項第2号に掲げる者以外の者」言い換えますと、課税世帯で3割負担以外の者、つまり課税世帯で1割負担の者には助成しないという規定でございしますが、先ほどの説明のとおり、左側改正後の第3条第2項第3号の後段におきまして、3ページに続きますが、法改正により2割負担の区分の新設及び3割負担の区分の条項繰下げにより「高確法第67条第1項第2号及び第3号に掲げる者以外の者」に改正する内容となっております。それ以外の改正につきましては、北海道医療給付事業補助金交付要綱との文言整理を行う内容でございまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用するものでございます。以上で議案第6号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『仁木町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部

を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『仁木町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第7号

仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

日程第15 議案第8号

仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第14、議案第7号『仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』及び、日程第15、議案第8号『仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』以上2件を一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました議案2件につきまして提案説明をさせていただきます。

まず、議案第7号でございます。仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年仁木町条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和5年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

続きまして、議案第8号のページをお開き願います。議案第8号でございます。仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年仁木町条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和5年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上議案2件の一括提案説明とさせていただきます。

詳細につきましては、河井福祉課長からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）河井福祉課長。

○福祉課長（河井 健）議案第7号、仁木町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律、以下整備法と言いますが、その施行等に伴いまして、関係省庁から子ども家庭庁に所掌事務が移管されたこと、子ども・子育て支援法等の一部が改正されたことによりまして、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、児童福祉法その他福祉に関する法律におきまして、これまでは厚生労働省等の所管となっていた事項が、内閣府に移管され、あるいは内閣府等との共管となります。そのため、整備法における子ども・子育て支援法の改正におきまして、厚生労働大臣と規定されていた箇所は、その改正内容に応じて内閣総理大臣に改正されます。併せまして、整備法における学校教育法の改正におきまして、幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を文部科学大臣が定める場合は、あらかじめ内閣総理大臣に協議をしなければならない旨等が追加されました。今回の改正につきましては、関係法律の条項の削除、又は追加による条項ずれが生じたことにより、当該条例の引用箇所について改正を行う内容となっております。また、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において改正された子ども・子育て支援法におきまして、地域型保育事業を行う者に対する確認について、事業所が所在する市町村以外の市町村による確認を不要とする見直しが行われましたので、併せて改正を行う内容としてございます。

それでは改め文の朗読を省略し、新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。右側が現行で左側が改正後となっております。第2条第23号の特定地域型保育事業につきまして、最後にご説明いたしました、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において改正された子ども・子育て支援法におきまして、地域型保育事業を行う者に対する確認について、事業所が所在する市町村以外の市町村による確認を不要とする見直しが行われたことによる改正でございます。次に、第4条から、新旧対照表4ページ目の第13条まで、及び、4ページ最下段の第20条から、8ページの第39条まで、さらに9ページの第51条から、11ページの第52条の改正につきましては、整備法における子ども・子育て支援法の改正におきまして、同法第19条第2項が削られ、現行の第19条第1項が第19条となったため、これまで、同法第19条第1項を引用していた箇所は、すべて第19条に改正するものでございます。資料が前後して申し訳ございません。

次に新旧対照表4ページをお開き願います。第15条第1項第3号につきましては、整備法における学校教育法の改正におきまして、同法第25条に第2項及び第3項が追加されたため、現行の第25条が第25条第1項となったことによる改正でございます。また、同項第4号でございますが、これまで厚生労働省が所管していた事項について、内閣府に移管されたことによる改正でございます。

最後に新旧対照表8ページをお開き願います。第42条につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の内閣府令の改正により、原則、0から2歳児のみを受け入れる特定地域型保育事業者は、在籍児が卒業・卒園後も必要な教育・保育を受けられるよう保育所などの連携施設を適切に確保することとされておりますが、特区小規模保育事業を行う事業所を連携協力を行う事業所として設定できる場合を認める内容の改正でございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

続きまして、議案第8号をお開き願います。仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

当該条例の改正理由につきましても、議案第7号で説明いたしました改正理由同様、整備法等の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことによる条例改正となります。

内容といたしましては、子ども家庭庁の設置により、これまで厚生労働省の所管となっていた事項が内閣府に移管されたことに伴い、厚生労働大臣と規定されていた箇所について内閣総理大臣に改正を行う内

容となってございます。

それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表により説明いたします。新旧対照表をご覧ください。右側が現行で左側が改正後となっております。第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改正するものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。以上で、議案第7号及び第8号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）一括議題2件の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより議案ごとに討論・採決を行います。

それでは、議案第7号『仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号『仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第9号

仁木町保健センター設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第16、議案第9号『仁木町保健センター設置条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第9号でございます。仁木町保健センター設置条例の一部を改正する条例制定について。仁木町保健センター設置条例（平成11年仁木町条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和5年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては浜野福祉課参事の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）浜野福祉課参事。

○福祉課参事（浜野公子）議案第9号、仁木町保健センター設置条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

今回の改正につきまして、保健センターの使用につきましては、これまで本条例により暖房料を徴収しておりましたが保健センターの各室に冷房が設置されたことに伴い、令和5年度の夏季使用分から冷房料を徴収することとしたものでございます。

それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。右側が現行で左側が改正後となっております。別表中、備考2及び3の「暖房料」を「冷暖房料」にそれぞれ改正するものでございます。附則といたしまして、この条例は令和5年7月1日から施行するものでございます。以上で議案第9号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『仁木町保健センター設置条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『仁木町保健センター設置条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第10号

銀山辺地に係る総合整備計画について

○議長（横関一雄）日程第17、議案第10号『銀山辺地に係る総合整備計画について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第10号でございます。銀山辺地に係る総合整備計画について。銀山辺地に係る総合整備計画書を別紙のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別

措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により議会の議決を求める。令和5年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第10号、銀山辺地に係る総合整備計画について、ご説明申し上げます。

本計画につきましては起債を活用する事業計画のある地区の総合整備を定めているものでありまして、計画を定めることで充当率100%、交付税算入率80%の有利な辺地対策事業債の活用を図られるものでございます。

次のページをお開き願います。銀山地区総合整備計画書であります。1. 辺地の概況、(1) 辺地を構成する町村又は字の名称につきましては、余市郡仁木町銀山。(2) 中心の位置は、銀山2丁目59番地1。(3) 辺地度数は100点以上が条件となっておりますが108点でございます。2. 公共的施設の整備を必要とする事情は、今後5年間に公共的施設を整備することによりまして、生活水準の是正を図るものでございます。3. 公共的施設の整備計画は、計画期間が令和5年度から9年度まで、農業競争力強化基盤整備事業と橋りょう補修事業で事業費合計につきましては、8790万8000円、辺地対策事業債は6460万円を予定しております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『銀山辺地に係る総合整備計画について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『銀山辺地に係る総合整備計画について』は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第11号

大江辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（横関一雄）日程第18、議案第11号『大江辺地に係る総合整備計画の変更について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第11号でございます。大江辺地に係る総合整備計画の変更について。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により準用する同法第3条第1項の規定により、大江辺地に係る総合整備計画の一部を別紙のお

り変更したいので、議会の議決を求める。令和5年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第11号、大江辺地に係る総合整備計画の変更について、ご説明申し上げます。

本計画につきましては起債を活用する事業計画のある地区の総合整備を定めているもので、計画を定めることで充当率100%、交付税算入率80%の有利な辺地対策事業債の活用を図られるものでございます。

次のページをお開き願います。大江地区総合整備計画につきましては、3. 公共的施設の整備計画の観光・レクリエーション施設につきまして、仁木町民スキー場のリフト・ナイター設備更新のために追加するものでございます。変更後は括弧書きで、事業費は2億3621万4000円、一般財源も同額の2億3621万4000円うち辺地対策事業債は2億3620万円を予定しております。変更後の合計事業費につきましては、8億2491万円、辺地対策事業債は4億3460万円でございます。なお、スキー場の更新事業につきましては、3か年事業で予定しておりますが、総合整備計画の計画期間が令和6年度までとなっておりますので、2か年分の事業として計画変更をしております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『大江辺地に係る総合整備計画の変更について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『大江辺地に係る総合整備計画の変更について』は、原案のとおり可決されました。

日程第19 同意第1号

仁木町監査委員（識見選出委員）の選任について

○議長（横関一雄）日程第19、同意第1号『仁木町監査委員（識見選出委員）の選任について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは同意第1号であります。仁木町監査委員（識見選出委員）の選任について。仁木町監査委員 今井聡裕は、令和5年8月9日その任期を満了するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、次の者を仁木町監査委員に選任したいので、議会の同意を求める。令和5年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、札幌市北区あいの里3条9丁目11番

5号、今井聡裕、昭和32年2月16日生まれでございます。

本町では、法及び仁木町監査委員条例の規定に基づき、識見監査委員2名により行財政全般にわたっての監査をいただいております。本議案につきましては、そのうちの1名の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

今井氏の経歴について私の方から申し上げます。生年月日、住所については先ほど申し上げましたが、昭和32年2月16日生まれの満66歳でございます。住所は札幌市北区あいの里3条9丁目11番5号で、最終学歴は昭和55年3月に北海道大学農学部農業経済学科を卒業しております。職歴といたしましては、昭和55年4月に北海道職員として採用され、農務課に勤務されております。平成4年には中央農業試験場企画情報室調整課長、その後、管理職として黒松内町・北見市など市町村派遣により勤務され、農政部農業経営局次長を経て公務員としての務めを終えられております。その後、本町に新規就農されたご子息の農業のお手伝いをしながら1年のほとんどを仁木町で過ごし、令和元年8月から仁木町監査委員となり、現在に至っております。監査委員は、本町の財務管理、事業の経営管理、その他、行財政運営に関し、議会とは別の角度から監視点検し、不適切なものについては早期に指導改善をさせ、又は住民からの請求に対して的確に対処して、そのことを町民に公表するという大変な職責と権限を有しております。今井氏におかれましては、北海道職員としての行政の仕事に携わっており、その間町村への派遣を経験するなど町村の行財政にも精通しております。私といたしましては、令和元年から仁木町監査委員に選任されております、豊富な経験と優れた識見を有する今井聡裕氏が適任であると考え、提案させていただいたものでございます。なお、任期は令和5年8月10日から令和9年8月9日までの4年間でございます。議員各位のご賢察をいただき、ご同意を賜りますよう、切にお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時44分

再 開 午後 1時58分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

これから、同意第1号『仁木町監査委員（識見選出委員）の選任について』の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第1号『仁木町監査委員（識見選出委員）の選任について』を採決します。

この採決は起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第1号『仁木町監査委員（識見選出委員）の選任について』は、同意することに決定しました。

日程第20 同意第2号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第21 同意第3号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第22 同意第4号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第23 同意第5号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第24 同意第6号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第25 同意第7号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第26 同意第8号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第27 同意第9号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第28 同意第10号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第29 同意第11号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第30 同意第12号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第31 同意第13号

仁木町農業委員会委員の任命について

○議長（横関一雄）日程第20、同意第2号『仁木町農業委員会委員の任命について』ないし、日程第31、同意第13号『仁木町農業委員会委員の任命について』以上12件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは一括提案されました同意第2号から同意第13号までの12件につきまして、提案説明をさせていただきます。

はじめに同意第2号でございます。仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求めます。令和5年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町南町3丁目26番地、喜井裕子、昭和33年1月5日生まれでございます。喜井裕子氏の経歴につきましては、平成22年仁木町に転入し果樹農家として就農されており、平成29年7月から仁木町農業委員会委員に

就任し、現在もご活躍をされております。喜井裕子氏は応募による候補者であり、農業に関する識見を有する女性の候補者でございます。また現職の農業委員でありますことから農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第3号でございます。仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求め。令和5年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町東町5丁目8番地6、林 育美、昭和58年1月12日生まれでございます。林 育美氏の経歴につきましては、平成28年に果樹・野菜農家として就農されており、令和2年7月から仁木町農業委員会委員に就任し、現在もご活躍をされております。林 育美氏は応募による候補者であり、農業に関する識見を有する50歳未満の青年で、女性の候補者でありますことから農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第4号でございます。仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求め。令和5年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町銀山2丁目30番地、吉田茂樹、昭和52年5月11日生まれでございます。吉田茂樹氏の経歴につきましては、令和元年度に農業経営改善計画の認定を受けている認定農業者でございます。吉田茂樹氏は町内の区域の農業者等による推薦を受けた候補者であり、森 一義氏他2名からの推薦による候補者でございます。また、農業に関する識見を有する50歳未満の青年の候補者でありますことから農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第5号でございます。仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求め。令和5年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町北町13丁目16番地、坂東義一、昭和28年2月2日生まれでございます。坂東義一氏の経歴につきましては、平成8年5月から余市川土地改良区理事、平成26年7月から現在まで同改良区理事長としてご活躍されております。また、令和元年度に農業経営改善計画の認定を受けている認定農業者でございます。さらに、平成20年7月から仁木町農業委員会委員に就任し、現在もご活躍されております。坂東義一氏は団体等からの推薦を受けた候補者で、余市川土地改良区理事長 坂東義一氏からの推薦による候補者であり、農業に関する識見を有する認定農業者で、現職の農業委員でありますことから農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第6号でございます。仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求め。令和5年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町東町11丁目11番地、吉田 均、昭和34年3月3日生まれでございます。吉田 均氏の経歴につきましては、平成23年7月から仁木町農業委員会委員に就任し、現在もご活躍されております。また、令和元年度に農業経営改善計画の認定を受けている認定農業者でございます。吉田 均氏は団体等からの推薦を受けた候補者で、稲園農事組合組合長 渡邊大祐氏、協和農事組合組合長 大久保俊哉氏からの推薦による候補者であり、農業に関する識見を有する認定農業者で現職の農業委員でありますこ

とから、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第7号でございます。仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。令和5年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町砥の川45番地1、伊藤浩一、昭和35年2月26日生まれでございます。伊藤浩一氏の経歴につきましては、平成12年に果樹・野菜農家として就農されており、平成29年4月から新おたる農業協同組合理事、平成23年3月からは余市川土地改良区理事を務められております。また、令和2年7月から仁木町農業委員会委員に就任し、現在もご活躍されております。伊藤浩一氏は団体等からの推薦を受けた候補者で、新おたる農業協同組合代表理事組合長 森 一義氏からの推薦による候補者であり、農業に関する識見を有し、現職の農業委員でありますことから、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第8号でございます。仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。令和5年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町長沢南471番地、齋藤 完、昭和47年11月10日生まれでございます。齋藤 完氏の経歴につきましては、平成7年7月に水稻・野菜農家として就農されており、平成24年5月から令和4年4月まで余市川土地改良区監事を務められておりました。また、令和元年度に農業経営改善計画の認定を受けている認定農業者でございます。齋藤 完氏は団体等からの推薦を受けた候補者であり、長沢農事組合組合長 後藤秀秋氏からの推薦による候補者で、農業に関する識見を有する認定農業者でありますことから、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第9号でございます。仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。令和5年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町東町6丁目48番地、鶴田壽廣、昭和23年5月14日生まれでございます。鶴田壽廣氏の経歴につきましては、平成20年7月から仁木町農業委員会委員に就任し、現在もご活躍されております。また、令和2年度に農業経営改善計画の認定を受けている認定農業者でございます。鶴田壽廣氏は、町内の区域の農業者等による推薦を受けた候補者であり、平尾 守氏他2名からの推薦による候補者で、農業に関する識見を有する認定農業者であり、現職の農業委員でありますことから農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第10号でございます。仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。令和5年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町旭台220番地、井内敏也、昭和44年9月2日生まれでございます。井内敏也氏の経歴につきましては、新おたる農業協同組合 仁木サクランボ出荷組合副組合長兼ブルーン部会長、アイコ出荷組合副組合長としてご活躍されております。また、令和元年度に農業経営改善計画の認定を受けている認定農業者でございます。さらに平成29年7月から仁木町農業委員会委員に就任し、現在もご活躍されております。井内敏也氏は、町内の区域全域の農業者等による推薦を受けた候補者であり浅田光好氏他2

名からの推薦による候補者で、農業に関する識見を有する認定農業者であり、現職の農業委員でありますことから、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第11号でございます。仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求め。令和5年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町西町1丁目2番地1、中川博喜、昭和24年10月8日生まれでございます。中川博喜氏の経歴につきましては、平成23年に仁木町に転入し、平成27年4月から仁木町交通安全指導員としてご活躍されており、平成29年7月から仁木町農業委員会委員に就任し、現在もご活躍されております。中川博喜氏は農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しないものである候補者として、町内の区域の農業者等による推薦を受けた候補者であり志津照男氏他2名からの推薦による候補者で、農業に関する熱意を有し、現職の農業委員でありますことから、中立な立場の農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第12号でございます。仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求め。令和5年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町然別33番地、渡辺貴志、昭和35年10月30日生まれでございます。渡辺貴志氏の経歴につきましては、平成23年7月から仁木町農業委員会委員に就任し、現在もご活躍されております。また、令和元年度に農業経営改善計画の認定を受けている認定農業者でございます。渡辺貴志氏は応募による候補者であり、農業に関する識見を有する認定農業者で現職の農業委員でありますことから農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第13号でございます。仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求め。令和5年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町尾根内803番地3、木田憲一、昭和43年8月27日生まれでございます。木田憲一氏の経歴につきましては平成23年7月から仁木町農業委員会委員に就任し現在もご活躍されております。また、令和元年度に農業経営改善計画の認定を受けている認定農業者でございます。木田憲一氏は応募による候補者であり、農業に関する識見を有する認定農業者で、現職の農業委員でありますことから農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

以上12件を一括提案説明とさせていただきますので、ご審議の上ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、同意第2号『仁木町農業委員会委員の任命について』ないし、同意第13号『仁木町農業委員会委員の任命について』の質疑を行います。

質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより、議案ごとに討論・採決を行います。

それでは、同意第2号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第2号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第2号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

次に、同意第3号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第3号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第3号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

続いて、同意第4号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第4号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第4号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

続いて、同意第5号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第5号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第5号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

続いて、同意第6号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第6号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔 全員起立 〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第6号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。続いて、同意第7号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第7号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔 全員起立 〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第7号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。続いて、同意第8号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第8号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔 全員起立 〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第8号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。続いて、同意第9号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第9号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔 全員起立 〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第9号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。続いて、同意第10号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第10号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔 全員起立 〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第10号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。続いて、同意第11号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第11号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第11号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

続いて、同意第12号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第12号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第12号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

続いて、同意第13号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第13号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第13号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

日程第32 諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（横関一雄）日程第32、諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）諮問第1号でございます。人権擁護委員候補者の推薦について。人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第3条の規定により、本町の区域に置かれている人権擁護委員 澤本愼二は令和5年9月30日にその任期を満了するので、同法第6条第3項の規定に基づき、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので議会の意見を求める。令和5年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町北町3丁目101番地23、澤本愼二、昭和26年10月20日生まれでございます。

只今、議案を朗読させていただきましたとおり、現在、人権擁護委員を務められております澤本愼二氏が令和5年9月30日をもって任期満了となることから、同人を再任候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。澤本愼二氏は、昭和26年10月20日生まれで現在71歳でございます。住所は仁木町北町3丁目101番地23で、昭和49年3月に千葉商科大学商経学部商学科を卒業されております。その

後、順天堂大学体育学部の聴講を経て、母校である千葉商科大学に戻られ、体育分野の研究に取り組まれております。昭和51年8月からは積丹町立余別中学校に教諭として勤務、倶知安町立東陵中学校、積丹町立美国中学校、仁木町立銀山中学校を経て、平成24年3月岩内町立岩内第二中学校で退職を迎えられております。退職後は同年4月から社会福祉法人仁木町社会福祉協議会に放課後児童クラブの支援員として令和4年3月31日まで勤務されておりました。人権擁護委員は地域社会において人権相談、人権啓発、人権救済など、人権擁護活動に積極的に従事することが求められることから、地域社会において信頼されるに足りる人格・識見や中立公正さを兼ね備えていることその他、社会貢献の精神に基づいて熱意をもって積極的かつ活発な人権擁護委員活動ができる方が望ましく、私としましては澤本慎二氏を推薦いたしたく、議会のご意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、候補者は適任であるとして答申することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）「全員起立」です。

したがって、諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』は、適任であるとして答申することに決定しました。

日程第33 意見案第4号

安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第33、意見案第4号『安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の17ページです。意見案第4号、安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和5年6月20日提出。提出者は私、上村智恵子。賛成者は、宮本幹夫議員です。意見書の内容につきましては、18ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第4号『安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第4号『安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第34 意見案第5号

学校給食の無償化を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第34、意見案第5号『学校給食の無償化を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の19ページです。意見案第5号、学校給食の無償化を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和5年6月20日提出。提出者は私、上村智恵子。賛成者は、佐藤秀教議員です。意見書の内容につきましては、20ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官です。ご可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第5号『学校給食の無償化を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第5号『学校給食の無償化を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第35 議員の派遣

○議長（横関一雄）日程第35『議員の派遣』の件を議題とします。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、令和5年7月4日札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の議員研修会に全議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、令和5年7月4日の札幌市で開催されます研修会に全議員を派遣することに決定しました。

日程第36 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第36『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員長、野崎議会運営委員会委員長、野崎議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第37 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第37『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長から、所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時34分

再 開 午後 2時35分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

令和5年第2回仁木町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には本定例会に提案いたしました案件につきまして、ご可決を賜り御礼申し上げます。また、

議案審議の中で、あるいは一般質問におきまして議員の皆さまから賜りました多くのご意見・ご指摘等を踏まえ、今後の町政運営に誠心誠意取り組んでまいります。

先週末、銀山女性の会創立70周年記念式典が開催され出席してまいりました。昭和28年に発足して以来、移り変わる時代の中、長きにわたり、数多くの活動に取り組み、今日に至るまでに明るい地域づくりのため、ご尽力いただいておりますことに敬意と感謝の言葉を申し上げてまいりました。人口減少や少子高齢化等の影響により、地域コミュニティの衰退が加速化する中、銀山女性の会の会員の皆さんは、お互いに励まし合い、喜びを分かち合いつつ、地域活動に多くの時間と労力を費やしていただいております。我々も行政に身を置く立場として、銀山女性の会の皆さんの活動を当たり前として捉えるのではなく、地域コミュニティを守るパートナーのように、協力関係を更に構築していかなければならないと改めて感じた次第であります。昨今会員減少により女性部や青年部の活動が低迷し、全国各地の諸団体では活動休止を余儀なくされる話を耳にします。果たして会員の減少だけが要因なのかは定かではありませんが、会員自身が生きがいややりがいを持ち、活動を通じて楽しさや喜びを見いだすことが重要なものと考えます。諸団体に属する女性部や青年部などの地域貢献活動により、地域の活性化につながることはもちろんのこと、それらの活動は結果として地域に対する思いの醸成に結びつくものと考えており、銀山女性の会は町にとりましてもかけがえのない存在として、引き続き応援をしまいる所存であります。

結びに当たりますが、議員各位におかれましては、この後、仁木町議会議員選挙が控えております。ぜひ皆さまには十分な運動を展開され、引き続きご活躍くださいますようお願い申し上げますとともに、ご当選された暁には、再び町政発展のために更にご尽力賜りますよう心からお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）町長の挨拶が終わりました。

第2回定例会を閉会するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

今定例会は、議員各位の熱心なご審議をいただき、無事閉会の運びとなりますことに心から感謝申し上げます。早いもので私たち議員一同が町民の信託を受け、本議場に議席を得て早4年の歳月が流れ、任期中最後の定例会を閉じようとしています。この4年間議員をはじめ、町理事者並びに町職員の皆さまのご精励、ご尽力に対し深く敬意を表すとともに、議会運営にご協力を賜りました関係各位の皆さまに厚くお礼を申し上げます。令和元年8月13日開会の第2回臨時会において、不肖私が議長に選任されて以来、議員各位のご協力に支えられ、また、佐藤町長をはじめ、町理事者、関係各位の皆さまのご尽力により、宮本副議長共々、議会運営の重責を果たすことができました。心から感謝申し上げます。

これから、暑さも厳しさを増してまいります。議員各位におかれましては、来るべき次期選挙に向け、健康にご留意され、くれぐれもご自愛くださいますよう心よりご祈念申し上げます。また、町理事者、関係各位の皆さまにおかれましても、一層のご自愛の上、ますますご活躍されますよう心からお願い申し上げます、一言挨拶に代えさせていただきます。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第2回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後2時40分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和5年第2回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和5年6月20日～6月20日（1日間）

（ 開会 ～ 午前9時30分 / 閉会 ～ 午後 2時40分 ）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第1号	令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）	R5.6.20	原案可決
議案第2号	令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	R5.6.20	原案可決
議案第3号	令和5年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	R5.6.20	原案可決
議案第4号	令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	R5.6.20	原案可決
議案第5号	仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	R5.6.20	原案可決
議案第6号	仁木町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	R5.6.20	原案可決
議案第7号	仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	R5.6.20	原案可決
議案第8号	仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	R5.6.20	原案可決
議案第9号	仁木町保健センター設置条例の一部を改正する条例制定について	R5.6.20	原案可決
議案第10号	銀山辺地に係る総合整備計画について	R5.6.20	原案可決
議案第11号	大江辺地に係る総合整備計画の変更について	R5.6.20	原案可決
同意第1号	仁木町監査委員（識見選出委員）の選任について	R5.6.20	同意可決
同意第2号	仁木町農業委員会委員の任命について	R5.6.20	同意可決
同意第3号	仁木町農業委員会委員の任命について	R5.6.20	同意可決
同意第4号	仁木町農業委員会委員の任命について	R5.6.20	同意可決
同意第5号	仁木町農業委員会委員の任命について	R5.6.20	同意可決
同意第6号	仁木町農業委員会委員の任命について	R5.6.20	同意可決
同意第7号	仁木町農業委員会委員の任命について	R5.6.20	同意可決
同意第8号	仁木町農業委員会委員の任命について	R5.6.20	同意可決
同意第9号	仁木町農業委員会委員の任命について	R5.6.20	同意可決
同意第10号	仁木町農業委員会委員の任命について	R5.6.20	同意可決

同意 第11号	仁木町農業委員会委員の任命について	R5.6.20	同意可決
同意 第12号	仁木町農業委員会委員の任命について	R5.6.20	同意可決
同意 第13号	仁木町農業委員会委員の任命について	R5.6.20	同意可決
諮問 第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	R5.6.20	適任答申
意見書 第4号	安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書	R5.6.20	原案可決
意見書 第5号	学校給食の無償化を求める意見書	R5.6.20	原案可決